第６期熊本県障がい者計画

くまもと障がい者プラン

作品名「木」　作者 曲梶智恵美

令和３年（2021 年）３月（策定）

令和６年（2024 年）３月（中間見直し）

熊 本 県

表　紙　の　絵

　アール・ブリュット作家 曲梶智恵美さん の作品「木」です。
「アール・ブリュット」とは、「生（き）の芸術」という意味のフランス語で、正規の美術教育を受けていない人が、内面から湧き上がる衝動を既存の芸術に影響を受けていない絵画や造形という手法で表現したものをいいます。

は　じ　め　に

私は、これまで、「県民総幸福量の最大化」という目標のもと、「安心で希望に満ちた暮らしの創造」の実現に向け、全力で県政運営に当たってきました。平成 23 年７月には「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」を制定し、障がいの有無にかかわらず、地域で支え合いながら、安心していきいきと暮らすことができる共生社会づくりに取り組んでいるところです。

こうした中、熊本地震や令和２年７月豪雨などの災害、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による障がい者を取り巻く環境の変化に対応するため、新たに「災害対策や感染症対策の充実による安全・安心の確保」を施策の方向性に加えた「くまもと障がい者プラン（第６期熊本県障がい者計画）」（計画期間：令和３年度～令和８年度）を策定しました。

計画では、これまで継承してきた基本理念を柱とし、「障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現」に向けた取組を総合的に推進することとしています。

策定に当たっては、障がいのある方やそのご家族だけでなく、インターネットを活用して広く県民の方々からご意見等を募り、幅広いニーズへのきめ細かい対応を図っています。また、障がいのある方の高齢化や重度化を踏まえた地域移行を推進する取組や、今年開催される東京パラリンピックを契機とした社会参加の広がりを後押しする支援を行うこととしています。

県民の皆様が、この計画に掲げる取組に関心を持ち、理解を深めていただくことが、共生社会の実現のための大きな原動力になります。これからも、障がいのある方々に寄り添い「誰一人取り残さないくまもとづくり」を目指して、国や市町村、関係機関や関係団体と連携し、計画を着実に推進して参ります。

最後に、計画の策定に当たり、多大なご尽力をいただきました熊本県障害者施策推進審議会委員の皆様をはじめ、ご意見をお寄せいただきました多くの県民の皆様に心からお礼申し上げます。

令和３年（2021 年）３月

熊本県知事　蒲島　郁夫

目　次

第１章　計画策定にあたって･･･ 1
１　計画策定の背景及び趣旨･････････････････････････････ 2
２　計画の位置付け･････････････････････････････････････ 3
３　計画の期間･･･ 3
４　目指す姿･･･ 4
５　基本理念･･･ 4
６　重点化の視点･･･････････････････････････････････････ 5
７　計画の推進･･･ 6

第２章　障がい者を取り巻く現状･････････････････････････････････････ 7
１　第５期計画中間見直し後の動向･･････････････････････ 8
２　県内の障がい者の状況･･････････････････････････････12
３　障がい者のニーズ･･････････････････････････････････21
４　第５期計画の成果と課題･･･････････････････････････25

第３章　分野別施策･･･27
１　地域生活支援･･････････････････････････････････････28
（１）地域移行・地域定着
（２）日常生活支援
（３）相談支援
（４）サービス提供体制
（５）障がい特性に配慮した地域生活支援
２　保健・医療･･･36
（１）療育
（２）精神保健医療
（３）保健・医療
３　教育、文化芸術活動・スポーツ･････････････････････41
（１）教育における支援体制
（２）教員等の専門性向上
（３）インクルーシブ教育システム
（４）教育環境整備
（５）生涯を通じた多様な学習活動の支援
（６）文化芸術・スポーツ

４　雇用・就業、経済的自立の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46
（１）雇用促進
（２）職業能力開発
（３）多様な就労支援
（４）福祉的就労の底上げ
（５）経済的自立の支援
５　情報アクセシビリティ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
（１）情報バリアフリー
（２）意思疎通支援
６　安全・安心・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
（１）災害対策
（２）感染症対策
（３）外出・移動支援
（４）防犯
（５）障がい者の消費者トラブル防止
（６）交流活動
７　生活環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58
（１）住宅・建築物
（２）道路・都市公園
（３）旅客施設・公共交通機関
８　差別の解消及び権利擁護の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60
（１）障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例
（２）障がい者虐待防止
（３）成年後見制度等
（４）行政等における配慮

第４章　数値目標・・・63
１　数値目標・・・64

資料編・・・67
１　策定経過・・68
２　策定体制・・・70
３　第５期熊本県障がい者計画の達成状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・72
４　意見聴取結果・・75

「障がい」の表記について

県では、「障害」の表記について、平成 20 年 1 月から法令、条例、規則や固有名称等を除き、「障がい」と一部ひらがな表記を行っています。本計画においても、法令等で用いられる場合を除き、「障がい」と表記します。

第１章

計画策定にあたって

1　計画策定の背景及び趣旨

2　計画の位置付け

3　計画の期間

4　目指す姿

5　基本理念

6　重点化の視点

7　計画の推進

1 計画策定の背景及び趣旨

本県では、昭和 57 年度（1982 年度）から平成３年度（1991 年度）の 10 年間を計画期間とする「障害者福祉長期計画」の策定以降、福祉、保健・医療、教育、雇用・就労、生活環境など、様々な分野における障がい者に関する施策の基本となる計画を策定し、障がい者施策を総合的・計画的に進めてきました。

現在は、平成 27 年（2015 年）３月に第５期熊本県障がい者計画「くまもと障がい者プラン」（以下「第５期計画」）を策定し、令和２年度までの６年間を対象に、全国に先駆けて制定した「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」に掲げる、「全ての県民が障害の有無にかかわらず社会の対等な構成員として安心して暮らすことのできる共生社会の実現」を目指し取り組んでいるところです。

この間、国においては、平成 28 年（2016 年）に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行され、障がい者に対する社会的障壁の除去や合理的配慮の提供の考え方が明記されたほか、障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）が一部改正され、さらには、平成 30 年（2018 年）に障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が施行されるなど、平成 26 年（2014 年）１月に批准された障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）の実効性を確保するため、障害のある人に関わる制度に大きな動きが見られたところです。

また、平成 28 年（2016 年）７月の相模原事件や令和２年（2020 年）における新型コロナウイルスの感染流行、本県における平成 28 年（2016 年）４月の熊本地震や令和２年（2020 年）７月の豪雨災害など、障がい者を含む県民の今後の日常生活にも大きな影響を及ぼす出来事が発生しています。

このような動きの中、本県では、第５期計画が令和２年度（2020 年度）末をもって終了することから、第５期計画中間見直し後の動向、県内障がい者の状況やニーズ、第５期計画の成果と課題等を踏まえ、令和３年度（2021 年度）からの新たな計画となる「第６期熊本県障がい者計画」（以下「第６期計画」）を策定することとしました。

【国・県の計画】

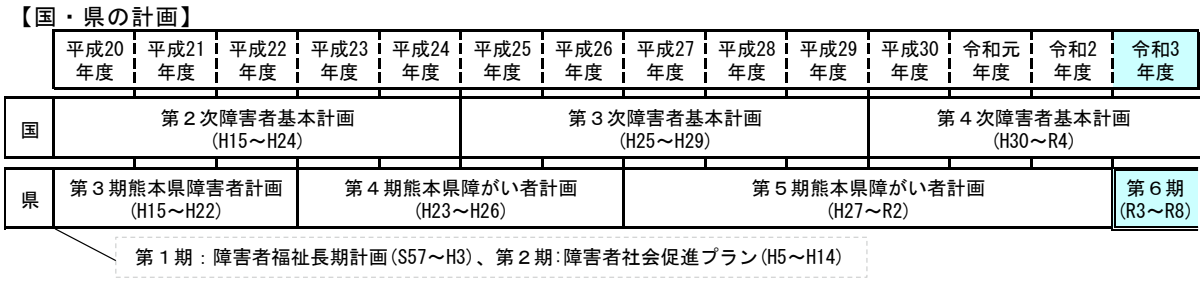

2 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法第 11 条第２項[※1]に基づき、国の「障害者基本計画」を基本として、本県における障がい者の状況等を踏まえて策定するものです。

障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものであり、本県の障がい者施策に関する基本的な計画として位置付けています。

県の取組の基本方針である「熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」や、「熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例」の理念に基づいた「熊本県やさしいまちづくり推進指針」等の福祉分野をはじめ、本県における医療提供体制の整備の方向性等を示した「保健医療計画」等の保健・医療分野、教育、労働、土木・建築分野等の関連計画等と連携を図りながら、施策を推進していきます。

3 計画の期間

令和３年度（2021 年度）から令和８年度（2026 年度）の６年間を計画の対象期間とします。

障がい者施策に関する基本計画としての性格を踏まえるとともに、障がい者計画の障害福祉サービス等の確保に関する実施計画に相当する障がい福祉計画[※2]と一体となって県の障がい者施策を推進するために、両計画の改定のサイクルを統一し、第５期計画と同じ６年間としています。

なお、施策の実施状況や社会情勢等を踏まえ、必要に応じ中間見直しを行います。

※１　障害者基本法第11条第２項

：都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

※２　障がい福祉計画

：障害者総合支援法第 89 条第１項等の規定に基づき、障害福祉サービスの必要な見込み量を定め、障害福祉サービス等の提供体制を確保するための計画。国が定める基本指針（厚生労働省告示）により計画期間が３年間と定められている。

4 目指す姿

障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現

障害者権利条約の批准や第４次障害者基本計画の策定等の国の動向を踏まえ、県において制定した「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の前文に掲げる「共生社会の実現」を目指す姿とし、その実現に向けた取組を総合的に推進することとします。

5 基本理念

第６期計画の目指す姿である「共生社会の実現」に向け、第５期計画の考え方を継承し、ＳＤＧｓ(※3)の趣旨を踏まえ、次の３つの基本理念に基づいて、障がい者施策を推進します。

障がいのある人もない人も「ともに生きる」社会

「目指す姿」で掲げる、障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会を県民みんなで築いていきます。

なお、「ともに生きる」という概念は、第３期計画（平成 15 年度（2003 年度））から継承される基本理念です。

自らの選択・決定・参画の実現

「共生社会の実現」に向けて、障がいのある人、一人一人が主体的に、自らの選択により、意思決定ができ、社会参画が促進されるよう、施策の充実を図っていきます。

また、障がいのある人の自己選択・意思決定・社会参画が可能になるよう、福祉、保健・医療、教育、雇用・就労等の関係機関の連携のもと、ライフステージに応じた切れ目のない支援を念頭に置いた施策の充実を図っていきます。

安心していきいきと生活できる環境づくり

「共生社会の実現」に向けて、障がいのある人を取り巻く物理的な障壁や、障がいのある人に対する偏見や誤解といった意識上の障壁等の社会的障壁を取り除き、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが地域で安心していきいきと生活できる環境の整備を図っていきます。

6 重点化の視点

５で掲げた３つの基本理念のもと、「共生社会の実現」に向けて、第６期計画期間内に重点的に取り組むべき施策の方向性を「重点化の視点」として掲げ、５つの視点から分野別施策の取組の充実を図ります。

県民みんなで障がいのある人への差別をなくす取組

「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」や障害者差別解消法に基づき、障がいのある人の権利を擁護する取組や、障がいの特性や障がいに応じた適切な配慮についての理解を深める取組を進めます。

地域で安心して生活できるための支援

施設入所者等が地域で安心して生活できるよう、地域生活への移行に向けた支援や地域生活の支援を行います。

また、障がいのある人が地域生活を安心して続けられるよう、福祉、保健、医療等の関係機関の連携のもと、支援体制の充実を図ります。

家族等に対する支援

障がいのある人を身近で支える家族を始めとする関係者にも寄り添った支援の充実を図ります。

障がい特性等に配慮したきめ細かい支援

障がい特性や障がいの状態、生活実態等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえ、きめ細やかな支援の充実を図るとともに、障がいのある高齢者など複合的に困難な状況に置かれている障がい者に配慮した支援を促進します。

災害対策や感染症対策の充実による安全・安心の確保

近年の大規模災害の頻発や感染症の流行を踏まえ、災害や感染症対策に係る体制整備や日常生活における備えの検討を行い、誰もが安心して暮らせる社会を目指します。

※３　ＳＤＧｓ

:「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals の略)」のこと。よりよい世界の実現に向け、貧困や飢餓の解消、質の高い教育など 17 の目標と 169 の具体策からなる。2030 年までの達成を目指し、2015 年の国連サミットで採択された。先進国を含む全ての国や人々が行動し、「誰一人取り残さない」という考え方を掲げる。

7 計画の推進

計画に関する施策の着実な推進を図り、計画の実効性を確保するため、次の方法により、施策の推進及び進行管理を行います。

（１）ＰＤＣＡサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

計画に基づく障がい者施策の実施に当たっては、ＰＤＣＡサイクル[※4]を構築し、着実に実行するとともに、施策の不断の見直しを実施します。

また、障がい者団体の代表や学識経験者等で構成する「熊本県障害者施策推進審議会」（以下「審議会」）[※5]において、施策の検証・評価を行い、施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

（２）連携・協力体制の構築

本計画は、庁内各部局にまたがる障がい者施策に関する総合的な計画であることから、全庁的な連携のもと、審議会の関係課が中心となって施策の推進を図ります。

また、障がい者の地域移行や地域生活を支援し、実効性のある形で取組を実施していくためには、市町村や関係機関との連携・協力が不可欠です。地域自立支援協議会[※6]等の場を活用しながら意見交換を密に行い、一体となって施策を進めます。

さらに、障がい当事者及び家族のニーズ把握や団体との意見交換を実施し、必要とされる施策やサービスを継続して適切に実施できる体制を構築します。

※４　ＰＤＣＡサイクル

：「計画（Plan）」「実施（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくマネジメント手法。

※５　障害者施策推進審議会

：障害者基本法第 36 条の規定に基づき設置している県の機関で、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議する機関。

※６　地域自立支援協議会

：地域における障がい福祉の関係者等により構成され、障がいのある人への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた支援体制の整備について協議を行う場。

第２章

障がい者を取り巻く現状

1　第５期計画中間見直し後の動向

2　県内の障がい者の状況

3　障がい者のニーズ

4　第５期計画の成果と課題

1　第５期計画中間見直し後の動向

（１）第５期計画中間見直し後の重大な出来事

①　新型コロナウイルス感染症の感染拡大

令和２年になって、新型コロナウイルス感染症の流行が世界的に拡大し、令和２年10 月末現在で、世界全体の感染者数は 4,500 万人を超え、死者も 120 万人に上っています。

国内では、令和２年１月 16 日に新型コロナウイルス感染者が初めて確認され、熊本県内では２月 21 日に初めて感染者が確認されました。その後、全国的に感染が拡大していく中で、４月 16 日に、政府において全国一律に緊急事態宣言が発出されました。５月 25 日に緊急事態宣言は解除されましたが、引き続き全国各地での感染が確認されるなど、予断を許さない状況が続いています。

＜明らかになった課題＞

〇サービス提供体制の継続支援

新型コロナウイルス感染症が発生した福祉施設は、令和２年９月末現在、全国で１千か所を超えており、さらに多くなることが見込まれています。障害福祉サービスを提供する事業所や施設に対し、感染症を予防しながらサービスを継続させるための支援が必要です。

〇在宅の重度障がい者等への支援

在宅で生活している医療的ケア児者は、人工呼吸器を装着している場合や、気管切開をしている場合など、日常的に消毒用エタノールなどの衛生用品が必要ですが、感染拡大期の確保が困難であるため安定的に確保できるよう支援が必要です。

〇医療・検査体制等の整備

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためには、感染者の早期発見と早期隔離が重要です。そのため、障がい児者の障がい特性等を踏まえた適切な配慮が提供されるよう、医療機関等と連携した医療・検査体制等の整備を行うことが必要です。

〇こころのケア支援

令和２年７月～９月の全国の自殺者数は、前年同月を３か月連続で大きく上回っていますが、本県での増加は見られないものの、感染症の長期化に伴い、引き続き、こころのケアの必要性が強く認識されています。相談支援体制の強化とともに、関係機関との連携体制の強化等が必要です。

②　令和２年７月豪雨による水害の発生

令和２年７月３日の深夜から４日の午前中にかけ、熊本県の県南地域において、線状降水帯の長期間にわたる停滞により、１日で７月約１ヶ月分の降水量（485 ミリ）となりました。その結果、広範囲に降った大量の雨が球磨川に流れ込み、人吉・球磨地域では大氾濫を引き起こしました。また、水俣・芦北及び天草地域でも土砂崩れ等が発生しました。さらに、７月６日から８日未明にかけ断続的な非常に激しい雨により、熊本県県北地域でも川の増水、土砂崩れ等を引き起こしました。

（障がい者福祉施設等の被災状況）

県内の被災状況としては、21 の障害福祉サービス等事業所・施設で浸水被害が発生しましたが、利用者等の人的被害は発生しませんでした。

【参考】圏域ごとの浸水被害箇所数

圏域名	八　代	水俣・芦北	人吉・球磨	天　草	計
浸水被害	1	9	10	1	21

＜明らかになった課題＞

○迅速な避難に対する支援

今回の豪雨災害では大規模な浸水被害が発生し、高齢者施設においては多数の死者が発生しました。障がい者福祉施設等においても、災害発生時に利用者等が迅速に避難できる体制づくりが必要です。

○障がい者福祉施設等の復旧

浸水被害を受けた障害福祉サービス事業所等については、休業に至った例もあります。また、早期の事業再開に向けては、市町村等と事業者等が密接に連携しながら、復旧に向けた取組を支援する必要があります。

○サービス利用再開の支援

避難所や親族の居宅等に避難した障がい児者が、従来利用していた障害福祉サービスを休止したままとなっている場合もあり、環境の変化による状態の悪化等が懸念されています。そのため、サービスの利用再開に向けた支援が必要です。

○被災者のこころのケア支援

避難所等への避難生活が長期化することで、孤立化やアルコール依存、環境変化による心身の変調などの問題が懸念されます。そのため、被災者への相談支援体制を強化するとともに、関係機関との連携体制を強化する必要があります。

（２）国の動向

第５期計画中間見直し後（平成30年度以降）の主な法律の施行等は以下のとおりです。

○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行（平成 30 年４月）

・　自立生活援助、就労定着支援等による障がい者の望む地域生活の支援
・　居宅訪問型児童発達支援サービスの導入等による障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応
・　サービスの質の確保・向上に向けた環境整備　等

○「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行（平成 30 年６月）

・　文化芸術の鑑賞・参加・創造、障がい者の文化芸術活動の幅広い促進
・　障がい者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援の強化
・　障がい者による文化芸術活動に係る地域での作品などの発表、交流等の促進　等

○「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の施行（令和元年６月）

・　視覚障がい者等が利用しやすい書籍・電子書籍等の普及、量的拡充及び質の向上
・　視覚障がい者等の障害の種類及び程度に応じた配慮 等

○「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適性化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立（令和元年６月）

・　成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化 等

○「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行（令和２年４月）

・ 事業主に対する短時間労働の障がい者の雇入れ及び継続雇用の支援
・ 地方公共団体等における障がい者の雇用状況についての的確な把握　等

○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」の成立（令和２年５月）

・　施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化
・　車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進、国民に向けた広報啓発の取組推進 等

○「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」の成立（令和２年６月）

・　聴覚障がい者等の電話での意思疎通を手話等により仲介する電話リレーサービスの提供 等

第６期計画策定後の動き（中間見直し時点）

第６期計画策定後（令和３年度以降）の主な法令の改正等は以下のとおりです。

○「熊本県手話言語の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例」の施行（令和４年４月）

・　手話言語の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進

○「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の施行（令和４年５月）

・　障がい者による情報取得に資する機器等の開発・提供及び利用の促進
・　防災及び防犯並びに緊急の通報に関する情報取得体制の整備
・　障がい者が必要とする情報を十分に取得、利用等ができるようにするための意思疎通支援者の確保、養成
・　障がい者からの相談及び障がい者への情報提供　等

○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」の施行（令和６年４月）

・　国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加
・　事業者による社会的除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化
・　障がいを理由とする差別を解消するための支援措置の強化　等

○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の施行（令和６年４月）

・　障がい者等の地域生活の支援体制の確保、相談支援体制の充実
・　障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進
・　精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備　等

2　県内の障がい者の状況

（１）障がい者全体

○　県内の障害者手帳所持者数は、令和４年度(2022 年度)末現在 124,599 人で、身体障がい者が 81,280 人で 65%を占め、知的障がい者 (22,011 人) と精神障がい者 (21,308 人) が約 17%ずつとなっています。

○　手帳所持者の総数は平成 26 年度(2014 年度)末をピークにゆるやかに減少しており、前年度比は▲1.0%となっていますが、これは身体障がい者の減少によるものです。

○　本県の障害者手帳所持者の人口に占める割合は、令和４年度末で 7.3%となっており、全国（令和３年度）の状況（5.8%)と比較すると、1.5 ポイント高くなっています。

（全国データは、令和3年度福祉行政報告例、令和3年度衛生行政報告例　から。）

【手帳所持者数】

(各年度末現在、単位:人)	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	全国値 R3年度
身体障害者手帳	96,786	96,889	95,927	94,570	92,837	90,829	89,435	87,503	85,612	83,637	81,280	4,910,098
療育手帳	16,316	16,859	17,307	17,909	18,486	19,046	19,672	20,223	20,698	21,306	22,011	1,213,063
精神障害者保健福祉手帳	13,572	14,738	15,378	16,068	16,461	17,235	17,989	18,855	19,393	20,402	21,308	1,263,460
計	126,674	128,486	128,612	128,547	127,784	127,110	127,096	126,581	125,703	125,345	124,599	7,386,621

【県人口に占める割合】

(各年度末現在、単位:%)	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	全国値 R3年度
身体障害者手帳	5.4%	5.4%	5.4%	5.3%	5.3%	5.2%	5.1%	5.0%	4.9%	4.9%	4.8%	4.1%
療育手帳	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%	1.3%	0.9%
精神障害者保健福祉手帳	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	0.8%
計	7.0%	7.2%	7.2%	7.2%	7.2%	7.2%	7.3%	7.3%	7.3%	7.3%	7.3%	5.8%

（２）身体障がい者

○　県内の身体障害者手帳所持者数は、年々減少（前年比▲2.7%）しています。

○　年齢別に見ると 65 歳以上の割合が 77.5%と最も高く、18 歳以上 65 歳未満はその割合は 21.1%ですが、手帳所持者数は前年比▲3.2%と最も減少しています。

○　認定区分別では、重度の１～２級が 44.7%、中度の３～４級が 41.4%となっていますが、軽度の５～６級の減少率が低いことからその割合は徐々に上昇しています。

○　障がい部位別では、肢体不自由が最も多く、２番目に多い内部障がいと合わせると、２つで全国値と同様に 80%以上を占めています。

【身体障がい（年齢階層別）】（全国データは、令和５年版障害者白書及び令和３年度福祉行政報告例から）

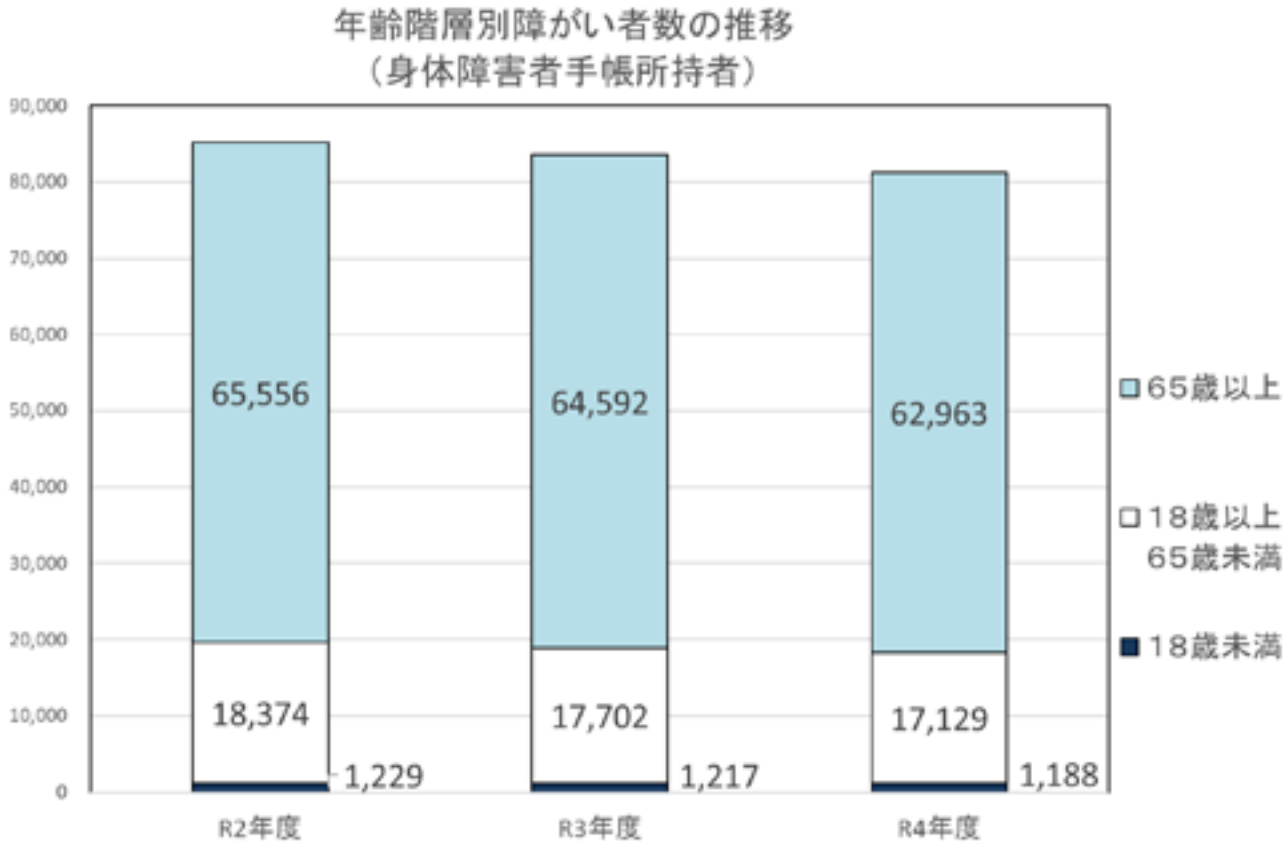

（各年度末現在、単位:人）	R2年度	構成比	R3年度	構成比	R4年度	構成比	前年度比	全国値 H28年度（構成比）
65歳以上	65,556	77.0%	64,592	77.3%	62,963	77.5%	-2.5%	72.6%
18歳以上65歳未満	18,374	21.6%	17,702	21.2%	17,129	21.1%	-3.2%	23.6%
18歳未満	1,229	1.4%	1,217	1.5%	1,188	1.5%	-2.4%	1.6%
不詳	－	－	－	－	－	－	－	2.2%
総　数	85,159	100.0%	83,511	100.0%	81,280	100.0%	-2.7%	100.0%

【身体障がい（認定区分別）】

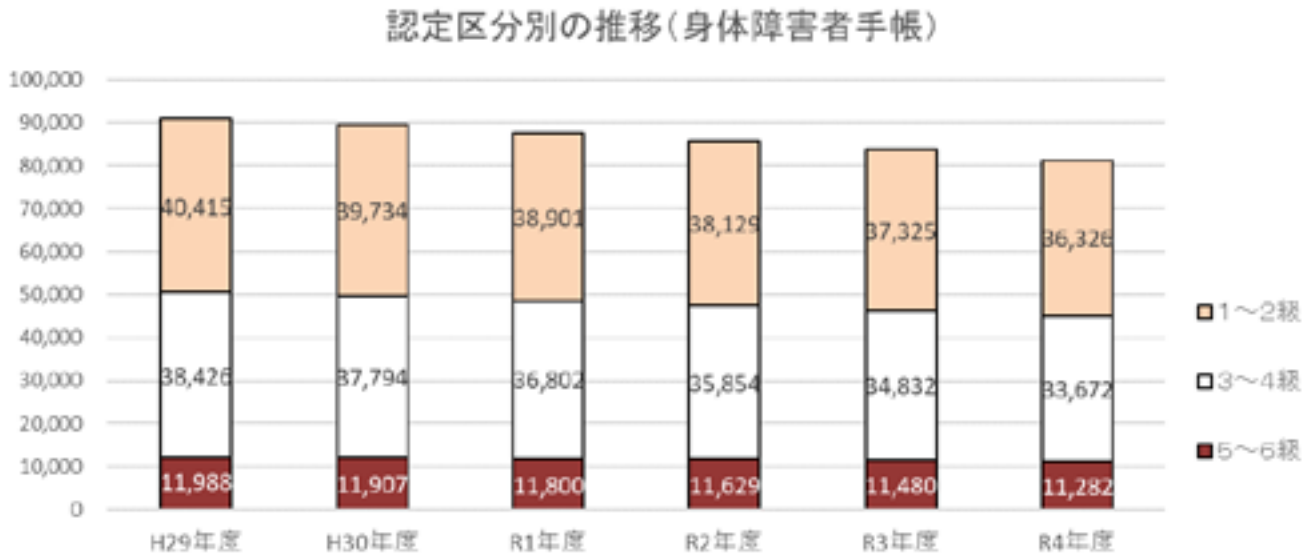

（各年度末現在、単位：人）		H29年度	構成比	H30年度	構成比	R1年度	構成比	R2年度	構成比	R3年度	構成比	R4年度	構成比	前年度比	全国値 R3年度（構成比）
身体障害者手帳	1～2級	40,415	44.5%	39,734	44.4%	38,901	44.5%	38,129	44.5%	37,325	44.6%	36,326	44.7%	-2.7%	46.6%
	3～4級	38,426	42.3%	37,794	42.3%	36,802	42.1%	35,854	41.9%	34,832	41.6%	33,672	41.4%	-3.3%	40.7%
	5～6級	11,988	13.2%	11,907	13.3%	11,800	13.5%	11,629	13.6%	11,480	13.7%	11,282	13.9%	-1.7%	12.8%
	計	90,829	100.0%	89,435	100.0%	87,503	100.0%	85,612	100.0%	83,637	100.0%	81,280	100.0%	-2.8%	100.0%

【身体障がい（障がい部位別）】

（各年度末現在、単位：人）		H29年度	構成比	H30年度	構成比	R1年度	構成比	R2年度	構成比	R3年度	構成比	R4年度	構成比	全国値 R3年度（構成比）
身体障害者手帳	内部障害	30,261	33.3%	30,200	33.8%	29,657	33.9%	29,275	34.2%	28,872	34.5%	28,269	34.8%	33.1%
	肢体不自由	44,203	48.7%	43,208	48.3%	42,005	48.0%	40,779	47.6%	39,515	47.2%	38,096	46.9%	50.2%
	音声・言語・そしゃく機能障害	779	0.9%	782	0.9%	801	0.9%	809	0.9%	775	0.9%	762	0.9%	1.2%
	聴覚・平衡機能障害	9,467	10.4%	9,298	10.4%	9,221	10.5%	9,081	10.6%	8,965	10.7%	8,799	10.8%	9.0%
	視覚障害	6,119	6.7%	5,947	6.6%	5,819	6.7%	5,668	6.6%	5,510	6.6%	5,354	6.6%	6.6%
	計	90,829	100.0%	89,435	100.0%	87,503	100.0%	85,612	100.0%	83,637	100.0%	81,280	100.0%	100.0%

（３）知的障がい者

○　県内の療育手帳所持者数については、年々増加（前年比＋3.3%）しています。

○　年齢別に見ると、全国同様、18 歳以上 65 歳未満の割合が 60.1%と最も高く、前年度比で 2.7%増加しています。18 歳未満の割合は 27.7%で、前年度と比較すると 5.1%増加しており、全国（平成 28 年度）の割合と比較すると、5.5 ポイント高くなっています。

○　認定区分別では、中・軽度のＢ１、Ｂ２が 66.6%を占めており、その数は５年前と比較すると約 20%増加しています。

【知的障がい（年齢階層別）】　　（全国データは、令和５年版障害者白書から）

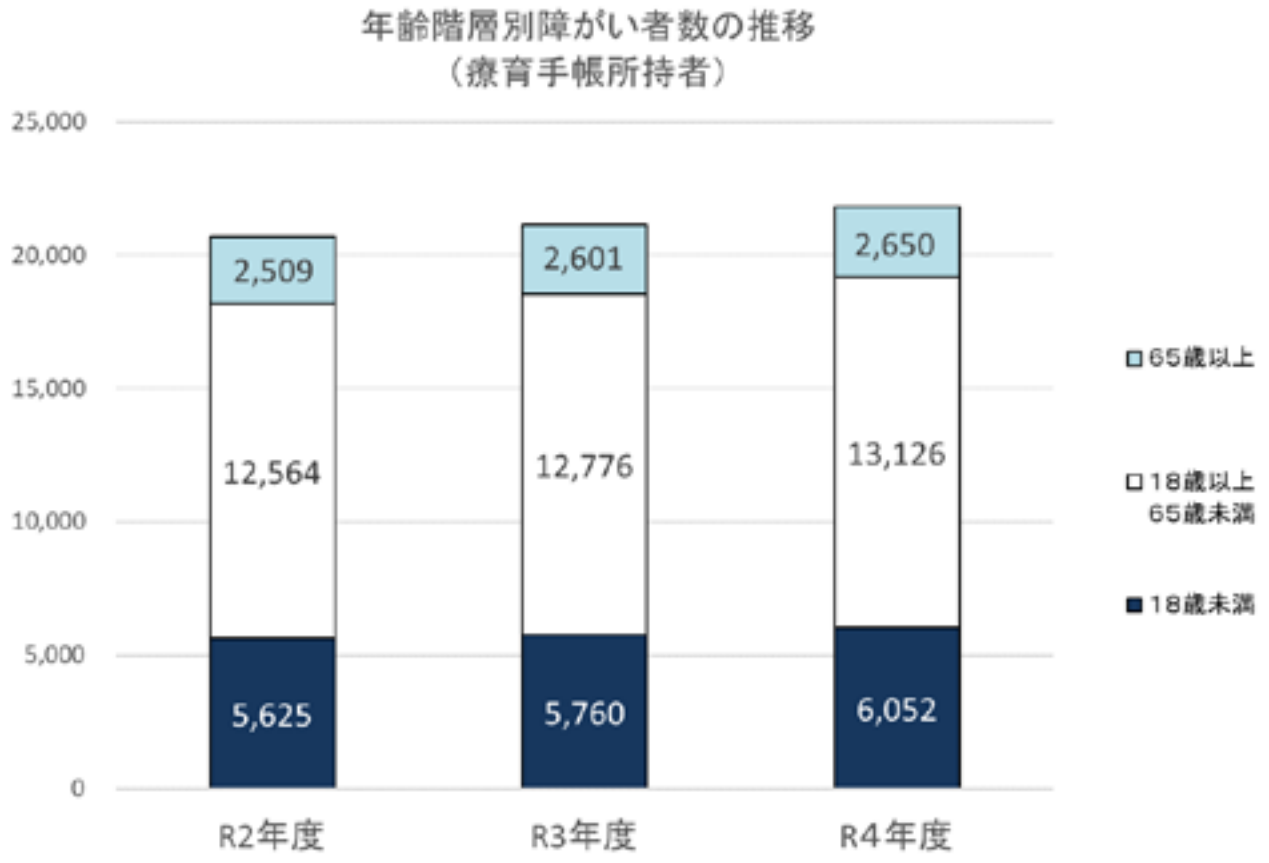

（各年度末現在、単位:人）	R2年度	構成比	R3年度	構成比	R4年度	構成比	前年度比	全国値 H28年度（構成比）
65歳以上	2,509	12.1%	2,601	12.3%	2,650	12.1%	1.9%	15.5%
18歳以上65歳未満	12,564	60.7%	12,776	60.4%	13,126	60.1%	2.7%	60.3%
18歳未満	5,625	27.2%	5,760	27.3%	6,052	27.7%	5.1%	22.2%
不詳	－	－	－	－	－	－	－	1.9%
総　数	20,698	100.0%	21,137	100.0%	21,828	100.0%	3.3%	100.0%

【知的障がい（認定区分別）】

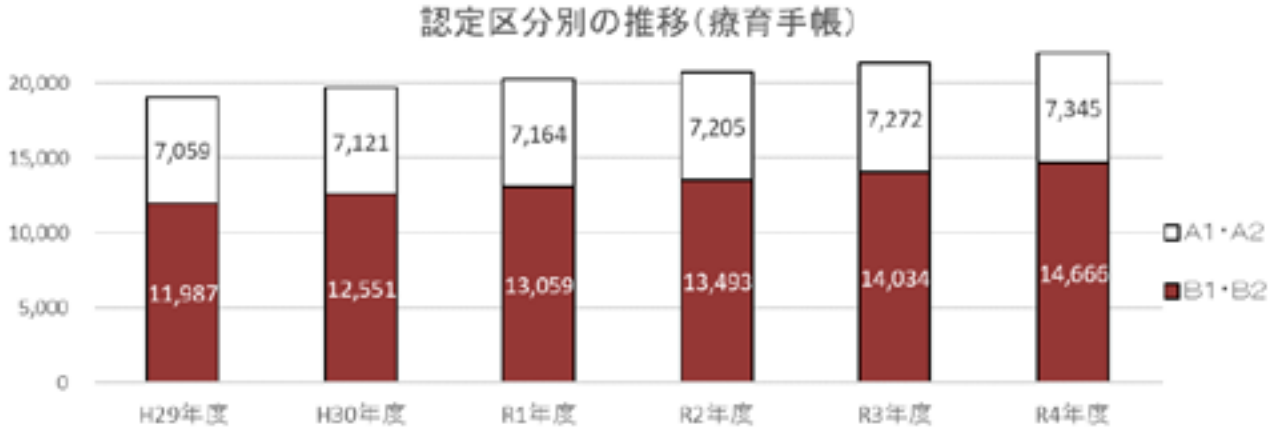

（各年度末現在、単位：人）		H29年度	構成比	H30年度	構成比	R1年度	構成比	R2年度	構成比	R3年度	構成比	R4年度	構成比	前年度比	全国値 R3年度（構成比）
療育手帳	A1・A2	7,059	37.1%	7,121	36.2%	7,164	35.4%	7,205	34.8%	7,272	34.1%	7,345	33.4%	1.0%	35.4%
	B1・B2	11,987	62.9%	12,551	63.8%	13,059	64.6%	13,493	65.2%	14,034	65.9%	14,666	66.6%	4.5%	64.6%
	計	19,046	100.0%	19,672	100.0%	20,223	100.0%	20,698	100.0%	21,306	100.0%	22,011	100.0%	3.3%	100.0%

（４）精神障がい者

○　県内の精神障害者保健福祉手帳所持者は、近年大きく増加（前年比＋4.4%）しています。

○　年齢別に見ると、全国同様、18 歳以上 65 歳未満の割合が 72.7%と最も高く、24.9%を占める 65 歳以上を合わせると約 98%となっています。

○　認定区分別では、中度の２級が 13,964 人（65.5%）と最も多い状況です。14.5%を占める重度の１級は年々減少していますが、20.0%を占める軽度の３級は、年々増加（前年比＋8.2%）しており、５年前と比較すると 68.2%増となっています。また、全国（令和２年度）と比べると、本県は１～２級の割合が高くなっています。

【精神障がい（年齢階層別）】　　**（全国データは、令和５年版障害者白書から）**

（各年度末現在、単位：人）	R2年度	構成比	R3年度	構成比	R4年度	構成比	前年度比
65歳以上	4,832	24.9%	5,047	24.7%	5,315	24.9%	5.3%
18歳以上65歳未満	14,170	73.1%	14,929	73.2%	15,493	72.7%	3.8%
18歳未満	391	2.0%	426	2.1%	500	2.3%	17.4%
総　数	19,393	100.0%	20,402	100.0%	21,308	100.0%	4.4%

	全国値 R2年度（構成比）
65歳以上	35.1%
25歳以上65歳未満	51.5%
25歳未満	13.5%
総　数	100.0%

【精神障がい（認定区分別）】

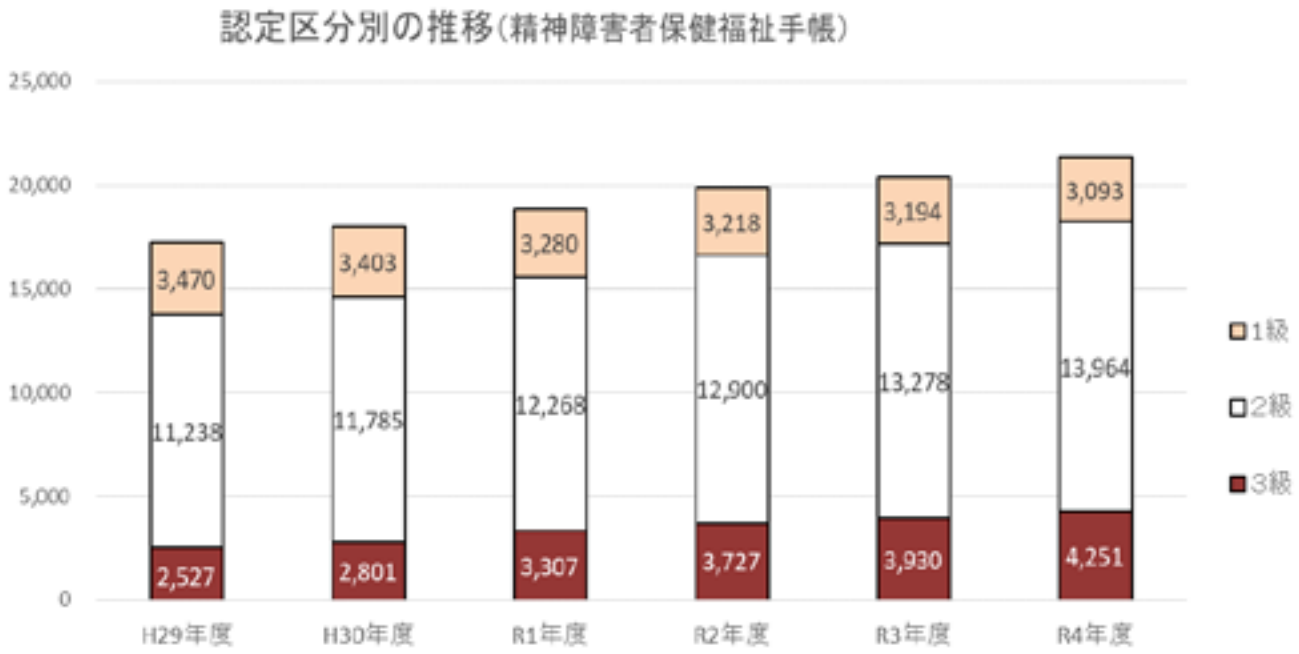

（各年度末現在、単位：人）		H29年度	構成比	H30年度	構成比	R1年度	構成比	R2年度	構成比	R3年度	構成比	R4年度	構成比	前年度比	全国値 R3年度（構成比）
精神障害者保健福祉手帳	1級	3,470	20.1%	3,403	18.9%	3,280	17.4%	3,218	16.2%	3,194	15.7%	3,093	14.5%	-3.2%	10.5%
	2級	11,238	65.2%	11,785	65.5%	12,268	65.1%	12,900	65.0%	13,278	65.1%	13,964	65.5%	5.2%	58.8%
	3級	2,527	14.7%	2,801	15.6%	3,307	17.5%	3,727	18.8%	3,930	19.3%	4,251	20.0%	8.2%	30.7%
	計	17,235	100.0%	17,989	100.0%	18,855	100.0%	19,845	100.0%	20,402	100.0%	21,308	100.0%	4.4%	100.0%

（５）障害福祉サービス等の利用者

○　県内の障害福祉サービスの利用者は年々増加（前年比＋4.9%）しています。

○　障がい児の利用者は、前年より 9.8%増加しており、この４年間で 51.3%増加しています。障がい者の利用者は、前年より 1.8%増加しており、この４年間で 6.2%増加しています。

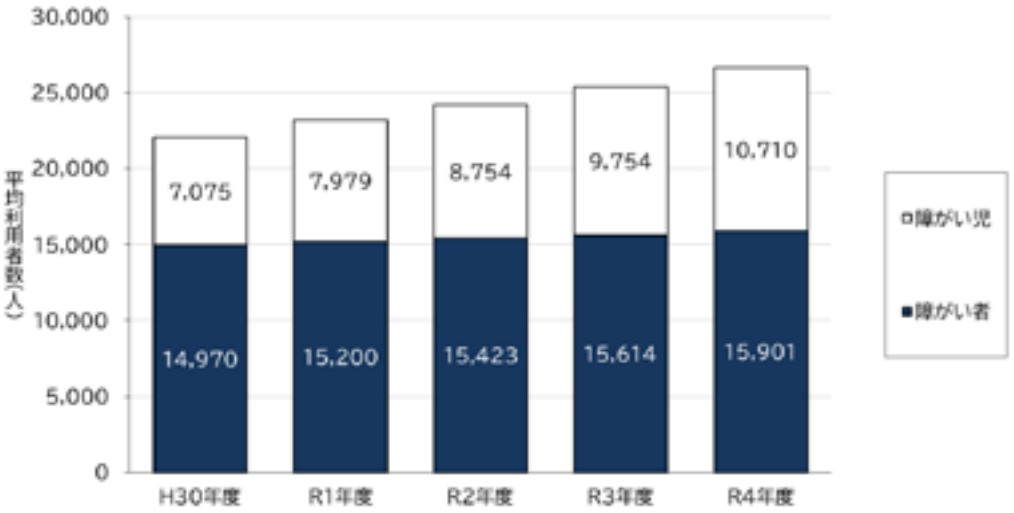

（各年度末現在の平均、単位：人）	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
					人数	前年度比
障がい児	7,075	7,979	8,754	9,754	10,710	9.8%
障がい者	14,970	15,200	15,423	15,614	15,901	1.8%
計	22,045	23,179	24,177	25,368	26,611	4.9%

（６）医療的ケア児（※７）

○　県内の医療的ケア児の数は、令和元年度に初めて調査を実施した結果、244人となっています。その後、令和4年度に調査をした結果、令和3年度時点で286人に増加しています。

医療的ケア児数	H30年度	R3年度
未就学児	93	98
就学児	151	188
計	244	286

※７　医療的ケア児

：日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、かくたん吸引その他の医療行為をいう。）を受けることが不可欠である児童。

（７）重症心身障がい児（者）

○　県内の重症心身障がい児（者）の数は、７年前の前回調査から減少（▲５％）しています。その内訳について、18 歳以上と 18 歳未満の割合はほとんど変化がありませんが、熊本市とそれ以外の地域の割合では熊本市が増加しています。

※重症心身障がい児（者）：身体障害者手帳（肢体不自由）の１級又は２級と療育手帳のＡ１又はＡ２を併せ持つ障がい児（者）

●年齢別内訳（18 歳未満／18 歳以上）

（人）

	H25. 8	構成比
18 歳未満	389	29.1%
18 歳以上	949	70.9%
合計	1,338	100%

（人）

	R２.８	構成比
18 歳未満	359	28.2%
18 歳以上	912	71.8%
合計	1,271	100%

●各地域別内訳（Ｒ２．８時点）

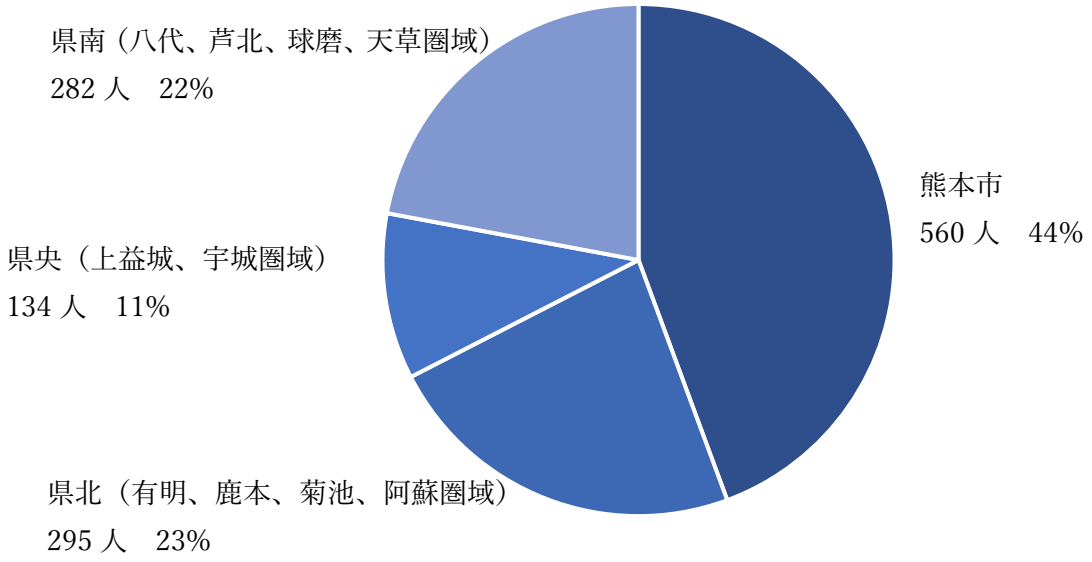

（人）

	H25. 8	構成比
熊本市	491	36.7%
それ以外の地域（在宅）	847 (444)	63.3%
合計	1,338	100%

（人）

	R２.８	構成比
熊本市	560	44.1%
それ以外の地域（在宅）	711 (431)	55.9%
合計	1,271	100%

3 障がい者のニーズ

第６期計画の策定に当たって、熊本県内に住む障がいのある人やその家族が日常生活や社会生活を送る上で、実際に困っていることや必要な支援等について把握し施策に反映させるため、アンケート調査及び障がい当事者・家族団体との意見交換〔書面〕を行いました。

＜調査結果＞

（１）障がい者計画に関するアンケート調査

今回の調査では、アンケートの対象者を障がい当事者だけでなく、ご家族、障害福祉サービス従事者、民間企業等にまで拡充して実施しました。前回調査（５年前）との比較及び主な意見は以下のとおり。

地域移行支援

５年前と比べて、グループホームや在宅支援サービスが良くなったとする意見が50%、そう思わないとする意見が 26%でした。

○　重度障がいのある人が自宅以外での生活を考えるとき、入所施設しか選択肢がない。地域で安心して暮らせるような施策が必要です。
○　グループホームを増設してほしい。親亡き後の生活が不安です。
○　相談支援専門員によってケア格差がある。障がい福祉を支える人材の育成・確保を図ってほしい。
○　ICTをもっと効果的に活用して支援者の負担を減らしてほしい。
○　発達障がい等、外見では分かりにくい障がいについての理解や支援が必要です。
○　医療的ケアを必要とするような重度障がいのある人の療育環境が十分ではない。例えば、送迎や 24 時間使えるようなサービスなど。

保健・医療

５年前と比べて、医療的ケアや精神障がいがある人などへの支援が良くなったとする意見が 49%、そう思わないとする意見が 27%でした。

○　医療的ケア児を受入れてくれる事業所が少ない。また、事業所や児童発達管理責任者の資質向上等をお願いします。
○　保育園と幼稚園等が連携して、早期療育につながる環境の整備をお願いします。
○　精神障がい者の地域移行が進まない。
○　自殺対策の推進に力を入れてほしい。具体策が見えない。

教育、文化芸術活動・スポーツ

５年前と比べて、ニーズに応じた教育や文化芸術・スポーツ支援が良くなったとする意見が 42%、そう思わないとする意見が 29%でした。

○　医療的ケアが必要な児童を受入れるための看護師の配置や手技の習得等、受入れる側の準備が足りないと感じます。

○　教職員の専門性（障がい者への理解等）に大きな差があるように感じる。先生方の資質向上をお願いします。

○　障がい者が文化芸術やスポーツを通じて社会参加することは重要。障がい者が参画できる文化芸術活動やスポーツを充実させてほしい。スポーツができる場所がもっとあれば良いと思います。

雇用・就業、経済的自立の支援

５年前と比べて、働きやすい環境づくりや働く場を増やしたりする支援は良くなったとする意見が 45%、そう思わないとする意見が 32%でした。

○　障がいのある人に対する雇用の確保は様々な形（農福連携等）で行われているが、あまり進んでいないと思います。

○　工賃水準の向上や販路拡大に向けた取組をお願いします。

○　Ａ型就労を続けられない人も多く、Ａ型事業所から一般就職へのステップはハードルが高いと感じます。

情報アクセシビリティ

５年前と比べて、障がい特性に配慮した分かりやすい情報の提供について良くなったとする意見が 52%、そう思わないとする意見が 25%でした。

○　手話通訳できる人材が足りない。手話通訳を今後はもっと広げてほしい。奉仕員の人材育成が重要だと思います。

○　障がい者が聞いて、見て分かりやすい情報提供をお願いします。

安全・安心

５年前と比べて、災害時に安全に避難するための支援や日常生活の移動支援などは良くなったとする意見が 51%、そう思わないとする意見が 32%でした。

○　障がい特性に配慮した避難所の設備環境の充実。自閉症や発達障がい等、コミュニケーション障害がある人には避難所の利用が難しいところがあります。どうすれば皆がストレスを減らし利用できるかを考える必要があると思います。

○　災害時に、サービスを利用していない障がい者の安否確認等ができるような体制が必要だと感じています。

生活環境

５年前と比べて、安心で快適に暮らせるまちづくり支援は良くなったとする意見が48%、そう思わないとする意見が30%でした。

○　歩道が車道に向かって傾斜しているため、歩行器や車イスでは通りにくいと感じます。できるかぎり平らな歩道にしてほしいと思います。

○　バス・ＪＲ等では、車イスが安心して利用できるように（低床バス等）お願いします。

差別の解消及び権利擁護の推進

５年前と比べて、障がいのある人への差別をなくす取組や県民の障がいに対する理解は良くなったとする意見が44%、そう思わないとする意見が34%でした。

○　共生社会の実現に向けた啓発活動や成年後見制度の利用促進は必要です。広く県民に知らせてほしいと思います。

○　地域住民の理解不足や差別的な言動あり、社会にはまだ差別や偏見があると感じています。差別に苦しんでいる障がい者は多く、意識の啓発が必要だと思います。

（２）障がい当事者・家族団体との意見交換【書面】

○　公営住宅や空き家の活用等によるグループホームの確保や障がい者施設等にかかわる意欲的な人材育成の支援をお願いします。

○　新設の駅などではバリアフリー化を徹底してほしいと思います。その際には、当事者団体等から意見を聴く機会を設けるようにしてください。

○　共生社会を実現するためにも、障がいのある子もない子も地域の通常学校で共に学ぶことを原則に、選択肢として特別支援学校を選べるようにしてほしいと思います。また、学校においては医療的ケアを徹底してほしいと思います。

○　新型コロナウイルス感染症の発生以来、楽しみとなっていた「集まって語り合う機会」が少なくなりました。これからの活動のあり方も変わってくると思いますが、見る情報の重要性が見直された感を強く持っています。パソコンやスマートフォン等を大いに活用できたらと思います。

（３）障がい当事者・家族団体との意見交換（令和５年度中間見直し）

第６期計画の中間見直しを行うに当たり、計画策定後の国の障がい者制度に関する動向や計画の進捗状況等を踏まえ、「障がい当事者・家族団体との意見交換会」を令和５年７月～８月にかけて行いました。その主な意見は以下のとおりでした。

項目	主な意見
１　地域生活支援	・障がい者の希望する地域での生活支援及び福祉サービスを充実させてほしい ・在宅で利用できるサービスを充実させてほしい ・サービスの地域間格差をなくしてほしい ・基幹相談支援センターの設置を進めてほしい ・相談支援専門員の質の向上をお願いしたい ・アクセスしやすい相談支援体制を整備してほしい ・医療的ケア児や強度行動障がいに対応できる人材の育成をしてほしい
２　保健・医療	・どのような精神疾患にも適切な診療ができる体制を整備してほしい
３　教育、文化芸術活動・スポーツ	・教育ニーズに応じた学習の場の整備や選択の支援をお願いしたい ・教員の専門性向上及び障がいへの理解促進をお願いしたい
４　雇用・就業、経済的自立の支援	・多様な就労支援をお願いしたい ・雇用先の障がいに対する配慮や理解が重要である
５　情報アクセシビリティ	・障がい特性に応じたＩＣＴ等の利活用を支援する取組（ＩＣＴサポートセンターの設置、研修会の実施等）をもっと進めてほしい ・手話通訳者が高齢化しており不安がある ・ヘルプマーク・ヘルプカードをもっと周知してほしい ・手話言語条例の普及啓発をお願いしたい
６　安全・安心	・障がい特性に応じた災害時の支援をお願いしたい ・障がい者用駐車スペースを確保してほしい
７　生活環境	・不動産業者の障がい者に対する理解が不足していて借りにくい
８　差別の解消及び権利擁護の推進	・障がいに対する理解のため普及啓発をお願いしたい ・差別が助長されない社会づくりを進めてほしい ・施設従事者等に対する虐待防止研修を徹底してほしい ・障がい者虐待防止に向けた研修や啓発を行ってほしい

４ 第５期計画の成果と課題

第５期計画の中間見直しから２年が経過し、計画期間が残り１年となった令和元年度末現在における数値目標の達成状況は、既に目標を達成した13項目を含む達成率80％以上の項目が30件と全体の76％を占め、第４期計画の同時期の73％を上回っています。また、達成率80％未満の９項目（全体の約２割）も全て60％以上を達成しており、そのうち２項目は79％台であるなど、計画期間中の取組は概ね順調に成果が現れていると言えます。

しかし、達成率が６割前半の項目もあることから、世の中の動きを踏まえると、第５期計画に定める重点化の４つの視点における以下の課題を踏まえて、第６期計画を策定する必要があります。

課題１「県民みんなで障がいのある人への差別をなくす取組」

○　障害者差別解消法に先駆けて制定した、「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」についての県民の理解が十分に広がっていない状況です。

また、国においても、障害者差別解消法の施行３年後の障害者権利条約を踏まえ見直しが検討されている中で、国民一人ひとりの障がいに関する知識・理解の不足や、意識の偏りを無くすための普及・啓発に積極的に取り組むことが求められています。

県においても、障がいの特性や障がいのある人への理解と併せて、本県条例や見直し後の障害者差別解消法の周知を更に進める必要があります。

課題２「地域生活への移行支援・地域生活支援」

○　入所施設の定員削減やグループホームの整備など地域生活への移行に向けた取組は着実な推進が図られていますが、福祉施設や精神病院からの地域移行のための支援などには、引き続き力を入れて取り組む必要があります。

○　障がいのある人が地域で自立した日常生活を送るためには、一般就労の促進や職場への定着を図る取組を引き続き進めるとともに、一般就労が困難な障がいのある人の福祉的就労の充実に向けて、工賃アップなどの取組をより一層推進する必要があります。

課題３「家族に対する支援」

○　障がい児に対する福祉サービスの増加や医療型短期入所施設、発達障がいに対応できる医療機関等の増加により家族への支援（レスパイト・ケア）の取組は着実に進展しています。

一方で身近な地域において総合的に支援できる場や増加する医療的ケア児を支援する体制の整備が十分でないことから、市町村や各地域の福祉施設、医療機関等との連携により、家族への支援の充実に取り組む必要があります。

課題４「障がい特性に配慮した支援」

○　障がいごとにニーズが異なることから、それぞれの障がいの特性に配慮したきめ細かな支援を引き続き行う必要があります。

○　日常生活における障がいに応じたコミュニケーションを支援する人材の養成や、災害時の情報伝達体制の整備など、障がいの特性に配慮した支援の更なる充実に取り組む必要があります。

○　地域における自立した生活を支援するため、障がい特性に応じた就労支援の推進に取り組む必要があります。

第３章

分野別施策

1　地域生活支援

2　保健・医療

3　教育、文化芸術活動・スポーツ

4　雇用・就業、経済的自立の支援

5　情報アクセシビリティ

6　安全・安心

7　生活環境

8　差別の解消及び権利擁護の推進

1 地域生活支援

【施策の方向性】
○　障がい者の高齢化や重度化等に伴う多様なニーズに対応した居住の場の確保や、日常生活を支える障害福祉サービスの充実を図ります。
○　相談支援体制の充実とともに、サービスを提供する人材の確保や資質向上などサービス提供体制の充実を図ります。
○　多様な障がい特性に応じたきめ細やかな地域生活支援の充実を図ります。

（１）地域移行・地域定着

①　施設入所者等の地域移行支援・地域定着支援

障がい者が入所施設等から地域生活へ円滑に移行し、安心した地域生活を継続して送ることができるよう、市町村と連携し、障がい福祉計画に沿って、相談支援や障害福祉サービス等の量的・質的充実を図り、利用しやすいサービスの提供に努めます。

また、高齢化や重度化に伴う医療や介護等のニーズに対応できるよう、地域の関係機関等との連携を図りながら、重層的な支援体制の整備を進めます。

②　自立生活の援助

障害者支援施設や病院などから地域生活への移行を希望する障がい者について、定期的な巡回訪問や随時の対応を行うサービスの提供を通して、本人の意思を尊重した地域生活を支援します。

③　地域生活支援拠点等の整備・充実

地域で生活する障がい者の支援の拠点となる地域生活支援拠点等の整備について、障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるよう、いつでも相談できたり、緊急時にかけつけたりするなどのサービス提供体制の確保や機能の拡充等をさらに進めます。

なお、機能の拡充に当たっては、基幹相談支援センター等を活用してコーディネーターを地域生活支援拠点等に配置するなど、地域の様々なニーズに対応したサービスの提供体制を確保します。

④　グループホームの整備

障がい者が地域の方々の理解のもと、地域で安心して生活できるよう、新設や改修に係る経費の補助等を通して、グループホーム（共同生活援助）の整備を促進します。

また、重度の障がい者や高齢の障がい者の地域移行を推進するため、短期入所を併設し常時の支援体制を確保したグループホームの充実を図ります。

さらに、グループホームにおいて、希望する障がい者に対し、一人暮らし等に向けた支援を行います。

（２）日常生活支援

①　在宅サービスの量的・質的充実

障がい者の在宅における生活を支援するため、居宅介護等のホームヘルプサービスの量的充実を図るとともに、従事者に対して、障がいの特性に応じたより専門性の高い研修等を行い、質的充実を図ります。

また、長時間サービスを必要とする重度訪問介護利用者等に対して、適切な支給決定がなされるよう、実施主体である市町村に必要な支援を行います。

②　日中活動系サービスの充実

在宅の障がい者が地域で安心して生活し、社会参加ができるよう、短期入所（ショートステイ）、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）、就労定着支援等、地域における日中活動系サービスの充実を図ります。

③　日中一時支援事業の充実

障がい者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息が図られるよう、「日中一時支援事業」を実施する市町村を支援します。

④　日常生活用具の充実

重度障がい者等の日常生活上の便宜を図り、福祉の増進に資することを目的として日常生活用具の給付又は貸与を行う「日常生活用具給付等事業」が円滑に行われるよう、市町村を支援します。

⑤　意思決定支援の充実

日常生活や社会生活等において、障がい者のある人の自己決定権を尊重し、その意思が適切に反映されるよう、障害福祉サービス事業者等における意思決定支援の取組をさらに推進します。

（３）相談支援

①　相談支援体制の充実

障がい者やその家族、地域住民等にとってアクセスしやすい相談支援体制を構築するとともに、相談支援専門員の専門性や質の向上を図り、地域の特性に応じて多様な相談支援が行えるよう、以下の取組を通して、相談支援体制の充実を図ります。

○　県自立支援協議会と地域自立支援協議会との連携のもと、相談支援事業者間の情報交換

○　地域自立支援協議会と地域の相談機関との連携及び情報の共有

②　基幹相談支援センターの設置促進

地域における相談支援体制の強化を図るため、市町村又は各圏域に総合的・専門的な相談支援を行う基幹相談支援センターの設置を促進します。

また、基幹相談支援センター等が中心となり、地域における相談支援専門員の指導や質の向上等の取組を進めるとともに、地域の自立支援協議会の運営に関与して、関係機関との連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた重層的な相談支援体制を構築します。

さらに、市町村や関係機関との連携を強化するとともに、自立支援協議会等を通じて、地域の実情に応じた相談支援体制の推進を図り、県全体における広域的な相談支援体制を充実します。

③　相談支援に従事する職員の養成

指定相談支援事業所における相談支援専門員を計画的に養成するとともに、各種研修を通して、サービス等利用計画・障害児支援利用計画の質の向上や相談支援の専門性向上を図ります。

④　身体・知的障害者相談員及び民生委員・児童委員の養成

身体・知的障害者相談員及び民生委員・児童委員が、地域で障がい者の身近な相談相手としての役割を担えるよう、研修等を通して人材の育成及び資質の向上を図ります。

⑤　当事者や家族による相談活動及び交流活動の推進

利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うピアサポーターの養成に加え、同じような悩みや経験を持つ当事者・家族による相談活動や互いに支え合う交流活動を推進します。

（４）サービス提供体制

①　サービスを提供する人材の確保

関係機関と連携し、以下の取組を通して、介護職員をはじめ、看護職員、保育士の安定的な確保に努め、就職後の定着を図ります。

○　多様な人材の参入促進のため、学生に対する修学資金の貸付や就職説明会の開催、学生や離職者に対する職場体験、福祉職の魅力発信等を行います。

○　マッチング機能の強化のため、ハローワーク等の関係機関との連携強化による求人求職情報の発信や、合同就職面接会の実施による就労へのマッチング等を行います。

○　定着支援として、ロボットやＩＣＴ[※8]の導入支援による現場の負担軽減、研修等の実施によるキャリアアップの支援や多様化する課題への対応、リーダー的職員養成等を行います。

○　再就職支援として、ハローワーク等の関係機関との連携による求人施設と求職者間の条件面の調整等を行います。

○　障害福祉サービス事業者等に対し、職員の資質向上や労働環境・処遇の改善を要件とする「処遇改善加算」の取得を奨励する等により、就労環境の整備を図るとともに、労働法規の順守徹底に向けた指導を行います。

②　サービスを提供する人材の養成

障害福祉サービス事業所等の職員が共生社会の理念を理解し、障がい者やその家族の意思を尊重しながら必要な支援を円滑に実施することができるよう研修の実施等を推進するとともに、職員に対し必要な指導を行う者を養成し配置を促進します。

また、市町村職員だけでなく、障害支援区分認定調査員や医師意見書を記載する主治医等への研修等を行い、県内サービス提供の均てん化を図ります。

③　サービスの質を高める取組の促進

障害福祉サービス事業者の質の向上を図るため、事業者等に対する指導や虐待防止をはじめとする様々な研修等を適切に実施するとともに、障がい者等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるよう、情報公開制度の活用を促進します。

また、事業運営の透明性を確保するため、「福祉サービス第三者評価制度」の普及啓発や「福祉サービス運営適正化委員会」の苦情解決制度の周知を進めます。

※８　ＩＣＴ

：インターネット等のネットワークを介して電子的な情報を通信し、タブレット等の端末により情報を活用する技術（情報通信技術）のこと。

④　継続的なサービス提供体制の確保

ロボットやＩＣＴの導入により、障害福祉サービス事業者等が行う業務の効率化や職員の負担軽減、衛生管理、生産性の向上を図る取組を支援し、継続的なサービス提供体制の確保に努めます。

（５）障がい特性に配慮した地域生活支援

【発達障がい】

①　発達障がい者支援センターなどによる総合的な支援

県内全域において、身近な地域で適切な相談支援が受けられるよう、発達障がい者支援センターやこども総合療育センター、児童発達支援センター等の関係機関が連携し、以下の取組を通じて、発達障がい児（者）のライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援の充実を図ります。

○　県発達障がい者支援センターに地域支援マネージャーを配置し地域の支援体制を強化するとともに、広く県民を対象とした講演会の開催等を通して発達障がいの理解を促進します。

○　発達障がい児（者）やその家族を支援している保育士、教員、施設職員等を対象に専門的なプログラムによる講座を実施し、関係機関のリーダーとなる支援者を養成します。

○　成長の過程等を記録したサポートファイルや個別支援計画などを活用し情報共有を行うなど、関係機関との連携を強化します。

②　発達障がい児（者）への医療提供体制の整備等

発達障がいの早期発見・早期支援のため、身近な地域でいつでもかかりつけ医や地域医療機関を受診できるよう、以下の取組を通じて、医療提供体制の整備を行います。

○　発達障がい医療センター及びこども総合療育センターにおいて、地域医療機関に対する発達障がいの知識・技術を習得するための研修や診療への助言等を行い、発達障がいを診断できる医師の増加を図ります。

○　県発達障がい者支援センターにおける専門心理士の配置や、市町村保健師のアセスメントスキルを向上させること等により、長期化する専門的医療機関の待機解消を図ります。

③　発達障がい児（者）の家族への支援の充実

発達障がいのあるこどもを育てた経験がある保護者を「ペアレントメンター」として養成し、発達障がいの診断を受けて間もないこどもの家族に寄り添った支援を行います。

また、育児に不安がある保護者や仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、ペアレントメンター等）が効果的に支援する研修会やペアレントプログラムなどを実施するとともに、その参加者の拡充を図り家族支援を推進します。

【医療的ケア及び重症心身障がい】

④　医療的ケア児（者）及び重症心身障がい児（者）への支援

医療的ケアが必要なＮＩＣＵ（新生児集中治療室）退院児等の在宅移行を支援するため、小児訪問看護ステーション相談支援センターや小児在宅医療支援センターが中心となり、地域の訪問看護師や理学療法士、中核となる病院、市町村等との連携を強化し、円滑な在宅移行・在宅療養支援の取組を進めます。

また、県医療的ケア児支援センターにおいて、医療的ケア児（者）及び重症心身障がい児（者）に対する相談支援や情報提供、並びに医療的ケア児等に対する支援を総合調整するコーディネーター、保育所、学校、事業所等の支援者の養成を行うとともに、市町村における保健、医療、福祉、教育等の関係機関と連携を図るための協議の場の設置を推進し、地域の支援体制の充実に取り組みます。

併せて、常時介護を必要とする障がい者が、自らが選択する地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の質と量の充実を図ります。

⑤　医療的ケア児（者）及び重症心身障がい児（者）の家族への支援の充実

在宅の医療的ケア児（者）及び重症心身障がい児（者）に対して、居宅介護、短期入所、日中一時支援、児童発達支援等を提供することで、家族へのレスパイトを促進できるよう、障がい児（者）が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。

また、特に医療的ケアを必要とする重度の障がい児（者）を受入れることができる医療型の短期入所事業所等の設置促進のための支援を行います。

併せて、障がいのある兄弟姉妹の介護・支援を担うきょうだい児についても、健やかな育ちや学業に影響することなく、こども自身の権利が守られるよう、適切な相談支援機関へと繋げます。

【聴覚障がい】

⑥　難聴児への支援の充実

聴覚障がい児を含む難聴児が、適切な支援を円滑に受けられるよう、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障がい）等関係機関の連携により、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の充実を図ります。

【強度行動障がい】

⑦　強度行動障がいのある人への支援

強度行動障がいのある人の特性や、行動発現に至る背景等を理解し、適切な支援を行うことができるよう、障害福祉サービス事業所等の職員に対して支援方法等の研修を行います。研修では、実践的な事例の検討を行いながら、職員の支援技術の向上を図ることにより、強度行動障がいのある人の生活の質の向上に取り組みます。

また、強度行動障がいのある人への支援が適切になされるよう、地域における支援ニーズを把握するとともに、地域課題の整理や専門的な人材の育成等を行い、地域における関係機関との連携を図りながら、支援体制の整備を進めます。

なお、ニーズ把握に当たっては、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等と連携し、サービスにつながっていない在宅の強度行動障がいのある方の把握に努めます。

【高次脳機能障がい】

⑧　高次脳機能障がいのある人への支援

高次脳機能障害支援センターに支援コーディネーターを配置し、専門的な相談支援、関係機関との連携、高次脳機能障がいの正しい理解のための普及啓発や各種研修の支援等を行い、相談支援体制の確立を図ります。

また、高次脳機能障がいのある人への支援が適切になされるよう、管内の関係機関等と連携して支援ニーズを把握するとともに、課題の整理や専門人材の育成等支援体制の整備を図ります。

【難病・小児慢性特定疾病】

⑨　難病患者に対する障害福祉サービス等の適切な提供

障害福祉サービス等を適切に提供するため、市町村等を通して障害福祉サービスや地域生活支援事業に関する制度の周知を行います。

また、病状の変化や進行等の難病の特性に配慮しながら適正な障害支援区分の認定業務が行われるよう、障害支援区分認定調査員研修会や市町村審査会委員研修会、主治医研修会において、難病患者に対する調査方法等についての理解促進を図ります。

⑩　保健所及び難病相談・支援センター等による支援

各保健所において、難病患者やその家族の療養上の不安を解消するとともに、適切な在宅療養生活ができるよう、訪問相談、医療相談等による個別支援を実施するほか、「難病対策地域協議会」により、医療・行政等関係者の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた支援体制の整備を図ります。

また、熊本市と共同で運用する難病相談・支援センターにおいて、難病患者やその家族の悩み、不安等を解消し、療養生活の質の維持向上を図るため、日常生活上の相談に応じ、必要な情報の提供や支援を行うとともに、地域交流活動、就労支援、講演会や研修会等を実施します。

小児慢性特定疾病児童（※9）に対しては、県における地域の支援体制を確立するための協議会を設置し、支援の在り方について協議していきます。

⑪　病気の治療と仕事の両立

「熊本県難病患者就労支援ネットワーク会議」を設置し、当事者団体をはじめ、熊本労働局や就業支援団体、企業代表等と共に、難病患者の就労環境の整備などに向けて、課題の共有や連携した取組を進めます。

※9　小児慢性特定疾病児童

：小児の慢性疾患で、長期にわたって生命を脅かしたり、症状や治療が生活の質を低下させたりする疾患のうち、国が定めた疾病の程度を有する児童。医療費の自己負担分の一部が助成される。

2 保健・医療

【施策の方向性】

○　療育機関と保健、医療、教育の関係機関との連携強化を通して、地域療育体制の充実を図るとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障害児通所支援の整備や支援の質の向上を図ります。

○　精神障がいのある人が安心して地域生活を送ることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを推進します。

○　自立支援医療費の給付や重度心身障がい児（者）医療費の給付を通して、医療費の負担軽減を図ります。

（１）療育

①　地域療育体制の充実

１次圏域から３次圏域の３層構造からなる療育支援体制を構築し、各療育機関と母子保健及び児童福祉機能を一体的に担うこども家庭センター、並びに医療、教育の関係機関との連携強化を通して、地域療育体制のより一層の充実を図ります。

また、身近な地域で支援を受けられるよう、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの障害児通所支援体制の整備や支援の質の向上を図ります。

熊本県地域療育支援体制図

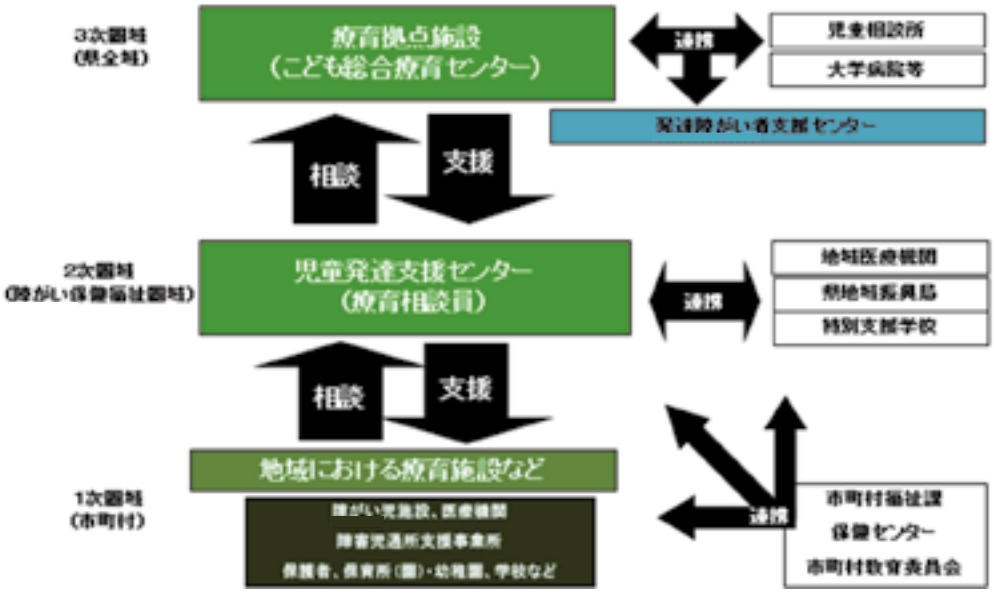

②　早期発見・早期支援の推進（１次圏域）

市町村の保健師や保育士等に対する研修等を通して、障がい児への対応技術や保護者への支援技術の向上を図り、乳幼児期における障がいの早期発見・早期支援を推進します。

また、発達障がい者支援センターやこども総合療育センターの専門的な支援のもと、２次圏域（障がい保健福祉圏域）ごとに設置した児童発達支援センターが１次圏域の障害児通所支援事業所の支援を行い、身近な地域で適切な療育が受けられる重層的な支援体制を整備します。

③　児童発達支援センターによる支援（２次圏域）

２次圏域において療育の中核機関となる児童発達支援センターが実施する療育事業に対する支援を市町村と協力して行います。特に、地域において中立的な支援機能を担う療育相談員を配置し、地域のインクルージョン推進や発達支援に係る相談機能の充実等に取り組みます。

また、圏域内の療育関係機関を構成メンバーとする「地域療育ネットワーク会議」において、地域療育の課題について情報を共有し、課題解決に向けた対応策の検討を行うとともに、圏域内の療育関係者の連携強化を図ります。

④　こども総合療育センターにおける療育支援（３次圏域）

専門的な療育機能を有するこども総合療育センターにおいて、児童発達支援センター等からの要請に応じて専門スタッフを派遣するとともに、療育に関する情報提供や研修等を行うことにより、地域における療育活動を総合的に支援します。

（２）精神保健医療

①　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの推進

精神障がい者の地域への移行、定着が進むよう、圏域ごとに設置する協議の場を通じて、精神科医療機関その他の医療機関、地域援助事業者、市町村等の連携による支援体制を整備するなど、精神障がいにも対応した地域包括ケアの構築を進めるとともに、精神障がい者及び精神保健に課題を抱える者とその家族に対して、子育て、介護、生活困窮等の包括的な支援を行います。

また、精神障がい者とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、研修等による人材の育成や、市町村を基盤とした地域包括ケアを進め、精神保健センターや保健所は、市町村の相談支援体制や地域包括ケアシステム構築の取組を支援していきます。

②　精神科救急医療体制の強化

休日・夜間において、精神疾患の急変等により緊急に精神科治療を必要とする患者に対し、迅速かつ適切な医療を提供するため、病院群輪番制による医療機関における休日、夜間など診療時間外での初期救急医療体制の充実を図ります。

併せて、精神科救急情報センターにおいて、緊急を要しない精神科救急受診者のトリアージや、休日、夜間など診療時間外の相談への対応を強化するなど、真に必要な診療につなげる取組を行っていきます。

また、精神・身体合併症の患者の受入体制の確保に向け、熊本県精神・身体合併症緊急医療センターへ搬送が集中することによる負担を軽減するため、関係者による意見交換会等を開催し、持続可能な体制づくりを進めるなど、診療体制を強化します。

③　精神保健福祉センターの機能充実

近年の複雑多様化する精神保健福祉の課題に対応するため、精神保健福祉に関する技術的中核機関である精神保健福祉センターにおいて、保健所や市町村等の関係機関に対し技術指導・技術援助を積極的に行います。

また、こころの悩みをはじめ、依存症やひきこもり等幅広い精神保健福祉に関する相談に対応し、本人やその家族への支援の充実を図ります。

④　こころの医療センターの機能充実

こころの医療センターにおいて、民間精神科病院等での対応が困難な患者を積極的に受け入れ、併せて、精神科医療を取り巻く環境の変化に対応できるよう、児童・思春期医療や引きこもり外来に重点的に取り組むとともに、新興感染症の感染拡大に備えた体制整備等に取り組みます。

また、入院患者の早期退院、地域移行・定着を進めるため、保健・医療・福祉等関係機関との連携を強化し、医療機関としての専門性を発揮することで、精神障害にも対応した地域包括ケアを推進します。

⑤　医療機能の明確化・相互の連携

多様な精神疾患ごとに医療機能を明確にし、患者本位の医療を提供するため、疾患等ごとの医療機関の役割分担や相互の連携を推進します。

⑥　自殺対策の推進

誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するため、県自殺対策推進計画に基づき、市町村や民間団体とも連携しながら、電話相談やＳＮＳ相談等による相談支援体制の強化、普及啓発、ゲートキーパー養成研修を行うなど、自殺対策を推進します。

また、特に自殺死亡率の高い地域での自殺予防ゲートキーパーの重点的な養成や市町村自殺対策計画策定の助言や支援などを行い、地域の実態に即した効果的な自殺対策に取り組みます。

⑦　依存症対策の推進

県アルコール健康障害対策推進計画や県ギャンブル等依存症対策推進計画等に基づき、アルコール健康障害、ギャンブル等依存症、薬物依存症についての専門医療機関・治療拠点機関の更なる選定や医療機関、相談拠点機関、民間団体等の関係機関の連携強化などにより、各圏域の診療体制や支援体制の整備を進めます。

また、患者本人やその家族が、依存症からの回復を図るため、依存症専門相談、依存症回復支援プログラム、家族ミーティングに加え、相談拠点を中心とした相談支援体制の強化を図るなど、依存症対策に取り組みます。

⑧　心神喪失者等医療観察法に基づく精神保健医療の提供

心神喪失者等医療観察法指定医療機関や保護観察所等と連携し、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者への精神保健医療の提供や地域生活の支援を行います。

⑨　精神医療における人権の確保

精神科病院における虐待防止措置及び虐待を発見した者からの通報が義務化されたことから、精神病院における障がい者虐待防止の取組を推進します。

また、精神科医療審査会の運営や実地指導等により、人権の確保を図ります。

さらに、市町村同意による医療保護入院等に関しては、患者の権利擁護のため、相談員の派遣等に取り組みます。

（３）保健・医療

①　医療費負担の軽減

障がい児（者）の医療費負担を軽減するため、自立支援医療費を給付するとともに、重度心身障がい児（者）の医療費について助成します。

②　障がい児（者）への歯科保健医療の提供

障がい児（者）の歯科疾患の予防及び口腔機能の維持向上を図るため、障がい児（者）施設への研修又は訪問を通じて施設職員や保護者等に対し、むし歯予防や口腔清掃等の指導を推進します。

また、熊本県歯科医師会と連携し、歯科医師や歯科衛生士を対象に障がいの特性に応じた治療方法についての研修を行うなどにより知識や技術を有する歯科専門職の育成を促進するとともに、障がい児（者）が受診可能な歯科医療機関の確保及びその周知に取り組みます。

併せて、熊本県歯科医師会口腔保健センターの診療体制強化及び地域の歯科診療所への技術支援など、県内全域の障がい児（者）歯科診療体制を強化するために必要な支援を行います。

3 教育、文化芸術活動・スポーツ

【施策の方向性】

○　障がいのある幼児児童生徒が就学前から卒業後まで切れ目ない指導・支援を受けられるよう、一人一人のニーズに応じた支援の充実を図るとともに、教育の充実に向け、教員の専門性向上や教育環境の整備を図ります。

○　障がいのある人とない人が共に学ぶインクルーシブ教育システムを推進するとともに、読書環境整備等により生涯学習活動を支援します。

○　文化芸術活動やスポーツ等への参加を通して、障がいのある人の生活を豊かにするとともに、県民の障がいへの理解と認識を深め、障がいのある人の自立と社会参加を促進します。

（１）教育における支援体制

①　一人一人の教育的ニーズに応じた教育支援の充実

乳幼児期から学校卒業後までを長期的な視点で、切れ目なく一貫した支援を行うため、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに基づいた個別の教育支援計画を作成し、これをもとに学校と保護者、福祉、保健、医療、労働等の関係機関が支援内容等について情報を共有し、支援の成果について適切に評価・見直しを行うなど、活用を進めます。

また、児童生徒の可能性を最大限に発揮できるよう、必要に応じて通級での指導が受けられるようにするとともに、教育的ニーズに応じた最適な学びの場を選択できるようすることや、教員の専門性向上のための研修を実施します。

②　キャリア教育の充実

キャリア教育を推進するとともに、キャリア教育の視点を踏まえ、進学や就労に向けた支援を充実させます。

また、特別支援学校にキャリアサポーターを配置し、就労機関と連携した就労支援を進めるとともに、熊本県特別支援学校技能検定の実施により、特別支援学校における職業教育の充実を図ります。特別支援学校や高等学校で学ぶ障がいのある生徒の就労先の開拓や就労後の定着に向け、就労に係る関係機関によるネットワーク会議の実施により連携を強化します。

③　特別支援学校のセンター的機能の充実

各地域における特別支援学校のセンター的機能を支える県全体の特別支援教育推進の拠点を熊本はばたき高等支援学校に置き、各特別支援学校の専門性の集約、特別支援学校コーディネーターが知り得た地域の小中高で学ぶ特別な教育的ニーズのある子供たちへの支援に関する情報の一元化を図ります。

また、特別支援学校コーディネーター連絡会議（研修を含む）等による特別支援学校コーディネーターの専門性向上など、特別支援学校のセンター的機能の充実を図ります。

④　医療的ケアを必要とする重度・重複障がいのある児童生徒への支援

日常的・継続的に医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する県立学校に、看護師を配置します。看護師の配置は、県教育委員会が委託契約を結んだ医療機関からの配置、県教育委員会が直接看護師を雇用しての配置など、保健、医療・福祉部局と連携して行います。

また、人工呼吸器を装着している児童生徒に対して、「人工呼吸器装着児童生徒看護師利用補助事業」を実施し、安全で安心な学習環境を整備します。

⑤　全ての学校における支援体制の充実

管理職を対象とした特別支援教育に関する研修を実施し、体制の整備や職員への指導など、管理職によるリーダーシップの発揮を促進することで校内支援体制の充実を図ります。

また、在籍数が増加している小中学校の全ての特別支援学級担当者を対象とした指導力向上のための研修実施の他、高等学校における通級による指導の拡充、特別支援教育支援員の配置促進により、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への指導・支援の充実を図ります。

（２）教員等の専門性向上

①　教員の専門性向上

特別支援学級を担当する全ての教員の専門性の向上を図るため、障がい理解や教育課程編成、自立活動に関する研修を実施します。また、通級指導教室を担当する教員を対象に連絡会を開催し、担当者の指導力向上を図ります。

また、小中高等学校の特別支援教育の推進のため、特別支援学校から特別支援教育コーディネーターや、医療機関から理学療法士等を各学校に派遣し、教育指導に関する巡回相談を実施します。

併せて、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターのネットワークのさらなる充実と、専門家等との連携による専門性向上を図ります。

②　放課後児童支援員の専門性向上と配置の支援

放課後児童クラブを利用する障がい児は増加しており、放課後児童支援員認定資格研修や放課後児童支援員等資質向上研修により支援員の資質向上を図るとともに、専門知識等を有する支援員の配置を支援します。

③　保育士の専門性向上

保育所等において、障がい児保育に対するニーズが高まっている現状を踏まえ、保育士の障がいに対する理解を深め、保育士の専門性の向上を図るための研修を実施します。

（３）インクルーシブ教育システム

①　インクルーシブ教育システムの推進

障がいのあるこどももないこどもも、障がいの有無にかかわらず可能な限り共に学ぶことを追求するとともに、個々の幼児児童生徒の教育的ニーズに応えることができる多様な学びの場における支援の充実や交流及び共同学習の拡充を図ります。

また、「早期からの教育相談などによる保護者への教育に関する情報提供」、「本人・保護者の意見を尊重しつつ、障がいの状態や教育的ニーズ、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点からの就学先の決定」、「発達の程度や適応の状況等に応じた柔軟な学びの場の見直し」、「基礎的環境整備」、「設置者・学校と本人・保護者が可能な限り合意形成を図った上で決定された合理的配慮の提供およびその柔軟な見直し」が適切に行われるよう、市町村教育委員会に働きかけます。合理的配慮協力員の活用により、合理的配慮に関する相談対応の充実を図ります。

さらに、共生社会の形成に向けて、障がいのあるこどもとないこどもの相互理解を深め、社会性や豊かな人間性及び多様性を尊重する心を育むことができるよう、交流及び共同学習に取り組みます。

（４）教育環境整備

①　県立特別支援学校の教育環境整備

知的障がい特別支援学校の教室不足や過密狭隘化という課題に対応するため、県立特別支援学校整備計画【改定版】に基づき、必要な教育環境の整備を進めます。

②　学校施設のバリアフリー化

学校施設のバリアフリー化を推進するために、県立高校にエレベーター、スロープ、多目的トイレ等を整備するとともに、市町村教育委員会に対して、バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）による適合基準の周知や技術的助言を行うことにより、公立小中学校におけるバリアフリー化を促進します。

（５）生涯を通じた多様な学習活動の支援

①　生涯を通じた学習活動の支援

障がい者の各ライフステージにおける学びを支援し、障がい者の地域や社会への参加を促進し、共生社会の実現のため、生涯学習講座の充実を図ります。また、会場に来なくても学習を行うことができるように、動画配信講座を充実させます。

②　公立図書館における障がいのある人の読書環境の整備

県読書バリアフリー推進計画に基づき、誰もが読書に親しむことができるよう、市町村や関係団体と連携・協働して、アクセシブルな書籍の充実、読書環境の整備等の取組を推進します。

（６）文化芸術・スポーツ

①　文化芸術を通した社会参加の促進

障がい者による文化芸術活動を推進するため、以下を県の「障がい者による文化芸術活動の推進に関する計画」の取組と位置づけ、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進します。

○　くまもと障がい者芸術展等の開催や、障がい特性に配慮した活動環境及び鑑賞環境の整備等により、作品等の創造及び発表の機会や鑑賞機会の拡大を図るとともに、福祉施設や教育機関等における障がい者の多様な創造活動の取組等を促進します。

○　障がい者の芸術文化活動に係る相談支援、人材の育成、関係者のネットワークづくり、発表機会の確保、作家や作品を含む情報収集・発信に関する活動を支援します。

○　民間支援団体との協働により、芸術性の高い作品及び作者の発掘や、作品の評価と経済的価値の発揮及び権利保護に関する取組を進めます。

○　県のホームページや関係団体を通し、県内の障がい者の芸術文化活動に関する積極的な情報発信を行います。

○　生涯学習活動などを通じて、芸術文化活動等に自ら参加する障がい者の意識啓発を図るとともに、障がい者自身や障がい者関係団体による芸術文化活動の取組を支援し、障がい者の芸術分野における活動の広がりを促進します。

②　スポーツ・レクリエーションを通した社会参加の促進

「くまもと障がい者スポーツ大会（県大会）」や「地域精神障がい者スポレク大会（ふれあいピック）」等の県内全域から参加できる大会を継続して開催することで、障がい者の社会参加を推進します。

また、スポーツ・レクリエーションによって障がい者に対する地域社会の理解を深め、障がいのある人の自立や社会参加、あるいは健康の維持増進を図り、関係者のネットワークにより地域交流を促進します。

総合型地域スポーツクラブにおいては、障がいの有無に関わらず、共にスポーツに親しむクラブづくりを目指すことで、障がいのある人が身近なスポーツ施設で、日常的にスポーツに親しめるばかりでなく、お互いの理解と交流を深めるよう推進します。

さらに、東京パラリンピックを機に、障がい者スポーツへの理解や参加を促進するため、障がいのある人もない人も共に参加するスポーツの体験会の開催や選手の発掘・育成、指導者の養成などに関係者と協力・連携して取り組みます。

4 雇用・就業、経済的自立の支援

【施策の方向性】
○　障がいのある人の自立に向けて、雇用、福祉、保健、教育等の関係機関が連携し、障がいのある人の就労支援や職場定着支援の取組を強化します。
○　職業訓練等を通して、障がいのある人の技能や能力の向上を図るとともに、障がいのある人の能力が十分に生かされるよう、企業や事業所の理解促進や意識啓発を進めます。
○　福祉と農業の連携による就労支援の取組など多様な就労支援を推進します。
○　工賃水準の向上のための取組として、障害者就労施設等からの優先調達や新たな販売スタイルの活用を推進します。

（１）雇用促進

①　企業等の障がい者雇用への理解促進

企業等が実施する障がい者雇用に関するセミナー等への講師の派遣や、障がい者を積極的に雇用した事業所と優秀勤労障がい者を讃える知事表彰等を通して、企業の障がい者雇用への理解促進を図ります。

また、国や県の制度など雇用と生活支援に関する事業主に役立つ情報を整理し提供します。

②　総合的な就労支援体制の構築

福祉、教育、医療などから雇用の一層の推進のため、県内６カ所に設置している障害者就業・生活支援センターにおいて、地域の関係機関と密接に連携し、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を実施します。

また、障害者就労施設においては、本人の希望、就労能力や適正等にあった就労先・働き方の選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用した就労選択支援や、アセスメント結果を踏まえた職業指導を進めます。

また、支援が途切れることがないよう、教育機関等との連携を強化し、当該センターへの登録を推進するなど、切れ目のない支援体制の強化を図ります。

③　障がい者の雇用拡大・職場定着支援

企業等に雇用されている障がい者の職場定着を図るため、障害者就業・生活支援センターによる定期的な職場訪問や本人への面談など、地域の関係機関との連携を強化し、障がいの特性に応じた計画的な支援を行い、事業主、障がい者双方が持つ課題の早期発見と解決を図ります。

また、長時間の勤務が困難な障がい者の雇用機会の拡大等多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進を図ります。

併せて、若年性認知症を発症した人に対しては、企業等において適切な対応ができるよう理解促進を図ることで就労の継続を支援するとともに、障害者就労施設での受入れなど、その人の状態に応じた就労を支援します。

（２）職業能力開発

①　職業訓練の充実

障がい者の一般就労を促進するため、県立高等技術専門校が行う職業訓練において、企業で必要とされる職業能力に対応したきめ細かな訓練の実施や、就職先事業所の新規開拓などの取組を強化します。なお、就労移行支援事業所等における障がい者委託訓練については、障がい者の態様や地域バランスを考慮した訓練コースを設定し、訓練内容の多様化・充実を図ります。

また、地域における雇用、福祉、教育等の関係機関との連携を強化するとともに、障がい者の職業能力の開発・向上の重要性に対する事業主や県民の理解を高めるために、障がい者職業訓練の普及・啓発を行います。

②　障がい者の職業能力への理解及び雇用促進

障がい者を積極的に雇用した事業所と優秀勤労障がい者に対し知事表彰を行うことで、努力を讃えるとともに広く県民に周知し、障がい者の雇用の促進を図ります。

また、熊本県障がい者技能競技大会（アビリンピック熊本大会）を開催するとともに、障害者技能競技大会（アビリンピック全国大会）や世界大会への派遣等を通して、障がい者の職業能力に対する社会の理解と認識を高めます。

（３）多様な就労支援

①　福祉と農業の連携による就労支援

障がい者支援課と熊本県農業協同組合中央会にそれぞれ配置した「農福連携コーディネーター」が連携して、障害者就労施設と農業者のマッチングを図っていきます。さらに、「熊本県農福連携協議会」や「南九州農福連携コンソーシアム」といった民間団体との連携も図りながら農福連携による障がい者の就労支援を着実に進めていきます。

併せて、障害者就労施設職員の農業に関する技術力向上、農業者の障がいに対する理解促進等を進め、農業分野で障がい者が就労の場を確保できるよう取組を進めます。

また、林業や水産業の分野においても、既存の取組状況を把握する等、新たな就労の場の確保に取り組みます。

②　多様な障がいの特性等に応じた就労支援

重度の障がい者や視覚障がい者等、障がい特性に応じたＩＣＴ支援体制を整備するとともに、短時間勤務やテレワーク等による在宅就労、雇用施策との連携による重度障がい者等の就労支援を促進するなど、多様な障がい特性や障がいの状況、生活実態等に応じた就労環境の整備に努めます。

（４）福祉的就労の底上げ

①　就労継続支援Ａ型事業所への指導・支援

就労支援Ａ型事業所における就労の質の向上のため、事業所の生産活動の収支を利用者に支払う賃金の総額以上とするなどとした取扱いを徹底します。

また、市町村等との連携により、安易な事業参入の抑制を図るとともに、基準を満たさない事業所に経営改善計画の提出を求めることにより、事業所の経営状況を把握した上で、専門家等を活用して必要な指導・支援を行います。

②　工賃水準の向上に向けた取組の推進

就労継続支援Ｂ型事業所等の利用者の工賃向上を図るため、工賃向上計画を策定し、以下の取組を実施します。

○　県、市町村、国の機関等の障害者就労施設等からの優先調達を促進するための展示・商談会等の開催及び大型商業施設等での販売会の開催

○　商品等の開発・販路拡大、農業と福祉の連携の取組等に関する施設の管理者及び実務者向けの各種研修会の開催や、専門アドバイザーの派遣

○　農業関係業務請負支援（農福連携コーディネーター事業）

○　共同受発注システムをはじめ、共同受注窓口の活用促進

③　優先調達の推進

毎年、熊本県障がい者優先調達推進方針を作成し、障害者就労施設等が提供する物品・サービスの優先調達を推進します。

また、県や市町村が行う公契約における優先調達の促進に向け、庁内及び市町村に対し周知、情報提供を積極的に行うとともに、企業や事業所において、障害者就労施設等からの物品・役務の調達が広がるよう周知を図ります

④　新たな生活様式に対応した販売方法の活用推進

共同受注窓口の設置により、就労継続支援事業所等の受注体制を整備するとともに、魅力ある商品の開発や新たな生活様式に対応した販売方法が進むよう支援していきます。

（５）経済的自立の支援

①　経済的自立の支援

障がい者の経済的自立・生活の安定を支援するため、熊本県心身障害者扶養共済制度条例に基づき、心身障がい者に対して年金等を支給します。

また、障害基礎年金等の国の年金制度や、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当等の各種手当について、受給要件や手続など制度の分かりやすい周知に取り組みます。

5 情報アクセシビリティ

【施策の方向性】
○　障がいのある人が必要な時に必要な情報が得られるよう、障がい特性に配慮した情報の提供など情報のバリアフリーを推進します。
○　意思疎通支援を行う人材の養成やヘルプカードの普及、手話言語条例の制定等により、障がいのある人が意思表示やコミュニケーションを円滑に行うことができるよう支援します。

（１）情報バリアフリー

①　分かりやすい広報の推進

県広報紙の点字版・録音版作成や、県政広報テレビ番組への字幕挿入、知事会見への手話通訳の導入など、障がい者に配慮した分かりやすい広報を推進します。

また、県のホームページについては、音声読み上げソフトへの対応や、文字の読みやすさ、操作のしやすさなど、障がい者が利用しやすい工夫をします。

②　障がい特性に応じた情報の提供

点字図書館において、コンピュータネットワークを活用した点字による新聞情報等の即時提供を行うとともに、県立図書館とも連携し、視覚障がい者の情報取得を支援します。

また、聴覚障がい者情報提供センターにおいて、手話字幕付きビデオによる生活情報、ニュースの提供や情報誌の発行等をはじめ、字幕入りＤＶＤ等の制作や貸出を行い、聴覚障がい者の情報取得を支援します。

③　災害時における情報伝達体制の整備

災害時において視覚・聴覚障がい者へ正確な情報を伝達するため、知事記者会見や知事メッセージに、手話通訳を導入するとともに、音声や手話入りの会見等の動画を速やかにホームページに掲載するなど、障がい特性に配慮した情報発信を推進します。

また、各市町村が発信する避難情報等を、防災情報くまもと、防災情報メール、緊急速報メール、Ｌアラート、Yahoo！防災速報並びにＳＮＳ等により多重化して伝達し、文字や音声等、障がいの特性に応じて情報を取得できる環境を構築します。

（２）意思疎通支援

①　意思疎通支援を行う人材の養成・確保

視覚、聴覚、言語障がい者の意思疎通支援のため、以下のとおり取り組みます。

○　視覚障がい者のコミュニケーション支援を行う点訳奉仕員及び朗読奉仕員等の養成

○　聴覚障がい者のコミュニケーション支援を行う手話通訳者及び要約筆記者の養成

○　盲ろう者のコミュニケーション支援を行う通訳・介助員の養成

○　失語症者向けの意思疎通支援者の養成

○　音声機能障がい者の発声訓練に携わる音声機能障がい発声訓練指導者の養成

②　意思疎通支援の推進

地域における障がい者の意思疎通支援を推進するため、以下のとおり取り組みます。

○　手話通訳者や要約筆記者の派遣が円滑に行われるようコーディネーターによる支援を行います。

○　障がいに応じた情報の取得や円滑なコミュニケーションを図るための視覚障害者用拡大読書器、視覚障害者用活字文書読上げ装置等の購入を支援します。

○　身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の聴覚障がいのある児童に対する補聴器購入助成を支援します。

○　内部障がい者、難病患者、発達障がい者など、援助や配慮を必要としている障がい者等が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるためのヘルプマーク・ヘルプカードの更なる普及・啓発を行います。

○　県「手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例」に基づき、現状把握に努めながら、手話が言語であることの普及を図るとともに、コミュニケーションボードや筆談など障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用促進を図る取組を推進します。

③　情報通信技術等の活用促進

円滑なコミュニケーションを図るためのＩＣＴ機器（スマートフォン、タブレット端末等）などの操作方法の研修や情報提供等を通して活用を支援するとともに、障がい者のＩＣＴ活用等を促進するため、障がい特性に応じたきめ細かな支援体制を整備します。

また、聴覚障がい者の方がタブレット等情報通信機器を使って遠隔手話通訳等を利用できるように、遠隔手話通訳サービスの体制強化を行います。

6 安全・安心

【施策の方向性】
○　災害時の安全が確保されるよう、障がいの特性や地域の実情等を踏まえた市町村における避難支援体制の整備を支援します。
○　感染症流行時における継続したサービス提供体制や、適切な医療・検査を受けることができる体制を整備します。
○　障がいのある人の日常生活における外出・移動支援の充実を図ります。
○　障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、防犯や消費者トラブル防止等の安全対策の推進や、地域における交流の場の充実を図ります。

（１）災害対策

①　避難行動要支援者の避難支援に係る個別計画の策定支援等

平成 28 年熊本地震及び令和２年７月豪雨の課題を踏まえ、災害発生時の避難等に特に支援を必要とする方（避難行動要支援者）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、地域の自治会（自主防災組織）や社会福祉協議会、民生委員、福祉施設など、関係者が連携して要配慮者の避難を支援する体制の構築を支援します。

また、障がい等の特性に応じてあらかじめ一般避難所及び福祉避難所等の避難先を検討・記載しておくよう個別計画の作成・見直しを推進するとともに、各市町村の「避難所運営マニュアル」や「福祉避難所運営マニュアル」の策定・見直しを支援します。

さらに、障がいのある人の円滑な避難や、障がいのある人に十分配慮した避難所設営・運営を行うため、「障がい者の特性に応じた平時・災害時の対応指針」や「避難所における発達障がい児者への配慮事項等」の更なる周知を図ります。

災害時、福祉避難所が機能を発揮するために必要な取組を示した当該運営マニュアルを活用しながら、各市町村と連携して研修や訓練の実施による実効性の確保を図るとともに、障がいのある人や住民の方への福祉避難所制度の周知についても取り組みます。

②　避難所における支援体制の充実

指定避難所において、多目的トイレや必要な物資の確保、福祉避難スペースの設置等による障がい等の特性に応じた配慮を行うとともに、必要な物資や機材・人材が確保された福祉避難所が速やかに設置されるよう、市町村の取組を支援します。

また、市町村における、通所型福祉施設や一般宿泊施設等との福祉避難所に関する協定締結を推進するとともに、市町村内の福祉避難所で対応が困難となった場合の広域的な避難に関する協力体制の構築を行います。

さらに、県災害派遣福祉チームの人材育成・体制充実により、災害時における要配慮者の支援体制の強化を図ります。

③　被災者の安全・安心の確保

被災者の安全・安心を確保するため、以下のとおり取り組みます。

○　災害発生時に、状況に応じて熊本県災害派遣精神医療チーム（熊本ＤＰＡＴ）や熊本県災害派遣福祉チーム（熊本ＤＣＡＴ）を被災地へ派遣し、支援を行います。このため、平時から災害を念頭においた関係機関による連携体制の構築を図るとともに、発災後速やかにチームを派遣できるよう、チーム構成員の技術の向上等を図るための研修や訓練を実施します。

○　災害時における精神科医療の確保に加え、被災地域からの患者の受入れや広域搬送に係る対応等ができるよう、災害拠点精神科病院やＤＰＡＴ派遣病院等との連携強化を図っていきます。

○　災害発生時は、設計からバリアフリーの考え方を取り入れた建設方法をベースとし、国と協議し早急に建設型応急住宅を整備します。

○　災害発生時に精神保健上の問題を抱える方々への支援を円滑に行うため、精神保健福祉センターを中心に、市町村、保健所、精神科医療機関と連携して、被災者支援を行うほか、被災者支援に携わる人材の育成についても継続して取り組みます。

④　サービスの利用再開に向けた支援

被災後、直ちに被災者の生活状況を把握し、実情に即したサービスの利用が再開できるよう、相談支援事業所等と連携した迅速な支援を行います。

⑤　入所施設等における災害対策の促進

障害者支援施設やグループホーム等に対する耐震化整備やスプリンクラー設備整備のための助成を優先的に行い、施設等の耐震化・防火対策等を促進します。

また、入所施設等における災害時の避難確保計画の策定や避難マニュアルの整備、マニュアル等に基づく避難訓練の実施など、災害時の避難体制整備を促進します。

⑥　災害により被害を受けた障がい者福祉施設等の復旧

災害等により被害を受けた障がい者福祉施設等について、復旧のための取組を支援します。

（２）感染症対策

①　サービス提供体制の継続支援

障がい者やその家族にとって必要不可欠なものである障害福祉サービス等が、感染症の流行時においても継続して提供できるよう、施設等の職員に対する事前の研修や訓練等の充実を図るとともに、施設等における衛生用品等の準備や個室化等の環境整備、負担軽減のためのＩＣＴの導入等を支援します。

また、感染者が発生した施設等におけるサービス提供の継続のため、職員や物資等に不足が生じた場合の緊急的な支援体制を整備します。

②　在宅の重度障がい者等への支援

介助者の入院が必要となった場合には、状況に応じて発症に備えた事前の入院や別介助者の確保等の調整を、関係機関と協力して行います。

③　医療・検査体制等の整備

感染症に感染し医療機関への入院が必要となった障がい児者に対しては、症状の変化を勘案のうえ、それぞれの障がい特性を関係機関と共有し、感染者とその家族が安心して入院治療を受けられるよう医療機関の調整を行います。保護者の付き添い等については、国からの各種通知・指針等に基づいて、必要に応じて十分配慮されるよう関係機関の連携を図ります。特に、入所措置の方を含む精神疾患を有する感染症患者については、関係機関と協議・連携し、受入れ体制の整備・充実を進めます。

また、新型コロナウイルス感染症での対応を踏まえ、新興感染症の発生に備えて、平時から受入病院を確保するなど精神科医療提供体制を整備します。

感染者発生時の検査体制については、感染が疑われる医療・施設従事者及び入所者等に対し、速やかに検査を実施する体制を維持するとともに、医師が必要と認める場合には、症状の有無に関わらず新規入所者を含む障がい者が円滑に検査を行えるよう検査体制の更なる充実を図ります。

併せて、医療機関や検査機関への受診や相談に当たり、手話通訳者の同行等が困難な状況にある聴覚障がい者については、「遠隔手話サービス」や「電話リレーサービス」の活用を推進するなど、適切な受診・相談機会の確保に努めます。

④　こころのケア支援

感染症の影響により、経済的困窮や孤立化、家族の問題、アルコール依存、環境変化による心身の変調などの問題が懸念されることから、精神保健福祉センターに専門の相談支援員を配置するとともに、オンライン相談の導入等による環境整備を進めるなど、医療や福祉の各機関と連携し、相談支援体制を維持します。

（３）外出・移動支援

①　移動支援の充実

障がいのある人が自立した生活を営み、社会活動に積極的に参加するための移動が円滑に行われるよう、市町村による移動支援事業の実施や、視覚障がい者の歩行訓練の指導など、障がいのある人の移動を支援する取組を推進します。

②　身体障害者補助犬の普及

身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の育成に要する経費を助成し、障がい者の身体障害者補助犬の取得を支援するとともに、身体障害者補助犬の受入れ拒否等が発生しないよう制度の周知・普及を図ります。

③　ハートフルサポーターの育成

県内の学校の児童・生徒、及び宿泊・観光事業者、サービス事業者、交通事業者等の従業員向けに県が障がい特性や対応方法等の実践的な研修や、研修の修了者が自らの事業所で職員向けに実施する研修等を通じて「ハートフルサポーター」を増やし、障がい者への必要な配慮や正しい理解を促進し、おもてなしの向上を図ることにより、誰もが外出しやすいまちづくりを推進します。

④　ハートフルパス制度の普及啓発

ハートフルパス制度（障がい者等用駐車場利用証制度）の普及を通して、やさしいまちづくりへの理解を広めます。また、ハートフルパス制度の協力施設数を増やすとともに、障がい者等用駐車場（幅 3.5 メートル以上）だけでなく、障がい者等優先駐車場（幅 3.5 メートル未満）の登録を促し、駐車スペースの拡大を図ります。

さらに、障がい者等用駐車場の適正利用を促進するため、県民に対する啓発活動を強化し、誰もが外出しやすいまちづくりを進めます。窓口については、県民の利便性向上のため、市町村への申請・交付窓口の拡大を図ります。

また、利用証交付の際には、乗降に広いスペースを必要とする車いす使用者等が障がい者等用駐車場を利用できるよう、適正な制度運用に必要な周知を行います。

（４）防犯

①　障がい者への安全対策

小地域ネットワーク活動や日常生活自立支援事業のような地域福祉活動等と連携した地域住民による見守り、定期訪問等の取組を更に推進します。

②　障がいの特性に応じた 110 番通報の利用促進

ＦＡＸやＥメールによる 110 番通報に加え、スマートフォン等を介して文字や画像での通報を可能とした「110 番アプリシステム」について、利用促進を図るとともに、事案の内容に応じた迅速かつ適切な対応を行います。

③　犯罪や防犯に関連する情報の提供等による支援

地域の障がい者団体、福祉施設、行政等との連携等により情報提供等を行い、犯罪被害の防止と早期発見を図ります。

④　障害者支援施設の防犯対策

障害者支援施設等の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外溝の設置・修繕など必要な安全対策への取組を支援します。

（５）障がい者の消費者トラブル防止

①　地域での見守りネットワーク構築支援及び消費者安全確保地域協議会への移行促進

障がい者等の消費者被害の未然防止や早期救済を図るため、障がい者等の消費者トラブルを地域住民や関係団体との連携により見守る市町村のネットワーク体制の構築を支援するとともに、既存の見守りネットワークの消費者安全確保地域協議会（法定協議会）への移行を促進します。

②　障がい者に対する消費者教育の推進

障がい者等の消費者被害の未然防止や消費者としての自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及、情報の提供等の啓発活動を推進するとともに、障がい者の特性に配慮しながら学校や地域における消費者教育を充実させます。

（６）交流活動

①　「地域の縁がわ」の普及促進

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、こどもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、地域の誰もが気軽に集い支え合う地域の拠点「地域の縁がわ」の更なる普及を進めるとともに、「地域の縁がわ」を中心に地域で行われる地域福祉活動が充実するよう、活動の活性化を支援します。

7 生活環境

【施策の方向性】
○　障がいのある人をはじめ誰もが安心・快適に暮らせるまちづくりを推進します。
○　障がいのある人も安全かつ円滑に利用できるよう、住宅・建築物、道路・都市公園、旅客施設・公共交通機関のユニバーサルデザイン化を推進します。併せて、ユニバーサルデザイン化に向けた意識啓発を進めます。

（１）住宅・建築物

①　県有建築物の整備

県有施設について、障がい者も安全かつ快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した改修を引き続き推進します。

②　広報活動及び研修会等による啓発

やさしいまちづくり条例（正式名称：熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例）やバリアフリー法（正式名称：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）に基づく建築物・まちづくりのユニバーサルデザイン化に向けて、研修会の実施等により普及啓発を図ります。

併せて、事前協議の対象となる建築物については、計画段階においてすべての事業者が事前協議を行うよう働きかけ、整備基準適合建築物を増加させます。

③　公的賃貸住宅の整備

入居者の安全・安心を確保し、誰もが快適に暮らすことができるよう、既設の県営住宅のユニバーサルデザイン化を推進します。

④　住宅改造に対する支援

重度の身体障がい者や知的障がい者が在宅での生活を継続するための住環境の整備を図るため、住宅改造助成事業を実施する市町村を支援します。

⑤　障がい者の居住支援

市町村が実施する相談支援事業（市町村地域生活支援事業）の一つである「住宅入居等支援事業（居住サポート事業)」について、事業の拡充が図られるよう、情報提供等を通して市町村を支援します。

また、住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障がい者等）の入居を拒まない民間賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録制度を推進し、適切な物件情報を提供します。

併せて、不動産関係団体、社会福祉協議会、市町村等で構成される住宅確保要配慮者居住支援協議会や家賃債務保証等の業務を行う住宅確保要配慮者居住支援法人と連携して、見守りなどの生活支援、賃貸住宅への入居に係る情報提供や相談体制の構築を図ります。

（２）道路・都市公園

①　歩道等の整備

障がい者等の自立や社会参加の支援をはじめとして、すべての人にやさしいユニバーサルデザインに基づく歩道等の整備を行い、安全・安心な公共空間の創造を図ります。

②　都市公園の整備

都市公園におけるユニバーサルデザインに基づく園路やトイレ等の整備を推進し、誰もが安全・安心に利用できる公共空間の創造を図ります。

（３）旅客施設・公共交通機関

①　旅客施設及び公共車両のユニバーサルデザイン化

障がい者の利用に配慮した旅客施設及び公共交通機関の整備を図るため、交通事業者など関係機関への整備状況について調査等を実施するとともに、交通事業者への啓発を通して、旅客施設及び公共車両のユニバーサルデザイン化を促進します。

8 差別の解消及び権利擁護の推進

【施策の方向性】
○　障がいのある人への不利益取扱いの禁止や合理的配慮の提供、虐待の禁止など「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の内容や、障害者差別解消法の周知を進めます。
○　障がいのある人への虐待防止や成年後見制度の利用促進を図り、障がいのある人の権利を擁護する取組を推進します。
○　行政機関における障がいのある人への合理的配慮を徹底するとともに、その権利を円滑に行使できるよう必要な環境整備に努めます。

（１）障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例

①　「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の取組推進

条例の県民の認知度を高めるとともに、出前講座等により条例で定める不利益取扱いの禁止や合理的配慮の提供、虐待の禁止についての県民の関心と理解を深めます。

また、事業者による合理的配慮の提供を義務とする改正障害者差別解消法の概要についても積極的に周知・啓発を図ります。

さらに、地域における相談体制の充実のため、広域専門相談員と地域相談員との連携による事案解決体制の充実を図ります。

（２）障がい者虐待防止

①　障がい者虐待防止対策の強化

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（通称：障害者虐待防止法）を広く周知するとともに、熊本県障がい者権利擁護センターにおいて、市町村障害者虐待防止センターや関係機関と連携し、障がい者虐待の未然防止や、早期発見、虐待が発生した場合の迅速な対応を図ります。

また、精神科病院における虐待防止措置や虐待を発見した者から都道府県への通報が義務化されたことから、精神科病院における障がい者虐待防止の研修の実施等により、虐待の未然防止、早期発見等の取組をさらに進めます。

併せて、障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、市町村障害者虐待防止センター職員等を対象にした研修を実施し、関係者の障がい者虐待についての理解を深め、虐待の未然防止と早期対応につなげます。

（３）成年後見制度等

①　成年後見制度の適切な利用の促進

障がい者の権利を擁護し、障がい者が適切な医療・介護・福祉サービスを受けられるよう、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」や「成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえる一方で、成年後見制度の適切な利用の促進の観点から、市町村における計画策定や中核機関の整備を支援するとともに、制度の周知啓発を行います。

また、市町村が地域生活支援事業として実施する「成年後見制度利用支援事業」や、「成年後見制度法人後見支援事業」等においても、制度が適切に利用されるよう法人後見従事者や市民後見人の育成に取り組む市町村を支援します。

②　日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の利用促進

地域において「日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）」への理解が深まり、多くの対象者が利用できるよう、県民への広報・啓発を行います。

（４）行政等における配慮

①　行政機関における合理的配慮の推進

障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に関して、県の各関係機関の適切な対応を推進するため、職員を対象とする研修を実施し、障害者差別解消法に基づき定めた職員対応要領の周知や障がい者への配慮の徹底を図ります。また、全ての市町村において職員対応要領が定められるよう市町村へ働きかけます。

②　選挙等における配慮

点字や音声による選挙情報の提供など、障がい特性に応じた情報提供に努めます。

また、不在者投票制度の活用等により、障がいのある人の投票機会の確保に努めます。

③　矯正施設入所者への支援

地域生活定着支援センターにおいて、障がいのある矯正施設退所予定者が退所後直ちに福祉サービスを利用できるようにするなど、保護観察所、市町村、福祉事務所等と連携して地域生活への円滑な移行を支援するとともに、社会生活での自立のために継続的な支援を行います。

第４章

数値目標

1　数値目標

1 数値目標

計画に関する施策の進行状況が明確になるように、達成すべき目標のうち定量化が可能なものについて数値目標を設定し、計画の進行管理を行います。

●施策分野１　地域生活支援

No	項目	単位	R1年度末（策定時点）	R4年度末（中間見直し時点）	R8年度末（目標値）
1	福祉施設入所者の地域生活への移行者数	累計人数	－	62	166
2	福祉施設入所者の減少数	累計人数	－	124	138
3	基幹相談支援センターの設置市町村数	市町村	－	8	45
4	地域生活支援拠点コーディネーターの配置人数	人	－	－	31
5	発達障がい者支援センターが行う支援者養成連続講座修了者数	累計人数	615	759	935
6	ペアレントメンター登録者数メンター登録者数	累計人数	69	87	111
7	医療的ケア児支援のための協議の場設置市町村数	市町村	－	15	45
8	医療的ケア児コーディネーター配置市町村数	市町村	8	4	45
9	強度行動障がい支援者養成研修修了者数	累計人数	1,795	2,556	3,895

●施策分野２　保健・医療

No	項目	単位	R1年度末（策定時点）	R4年度末（中間見直し時点）	R8年度末（目標値）
10	精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	日	－	306	326
11	精神障がい者の精神病床における1年以上長期入院患者数	人	－	65歳以上 3,503	65歳以上 2,524
			－	65歳未満 1,215	65歳未満 939
12	精神障がい者の精神病床における早期退院率	%	－	3か月以上 51.6	3か月以上 68.9
			－	6か月以上 76.7	6か月以上 84.5
			－	1年以上 84.9	1年以上 91.0
13	かかりつけ医等の心の健康対応向上研修会受講者数	累計人数	476	700	826
14	自殺死亡率（人口10万人対）	人/年	15.5	18.5	13.0
15	障がい児（者）のむし歯予防や口腔清掃等の知識・技術を習得した職員を有する入所施設の割合	%	37.8	66.2	87.8

●施策分野３　教育、文化芸術活動・スポーツ

No	項目	単位	R1年度末（策定時点）	R4年度末（中間見直し時点）	R8年度末（目標値）
16	個別の教育支援計画の小学校から高等学校までの引継ぎ率	%	64.7	96.0	100
17	県立普通高校（分校を除く）のエレベーター設置率	%	82.8	90.0	100
18	初級障害者スポーツ指導員数（熊本県障害者スポーツ指導者協議会登録者数）	累計人数	461	295	650

●施策分野４　雇用・就業、経済的自立の支援

No	項目	単位	R1年度末（策定時点）	R4年度末（中間見直し時点）	R8年度末（目標値）
19	一般就労に移行した福祉施設利用者数	年間人数	－	262	313
20	就労定着支援事業の利用者数	%（占有率）	－	41（R4.3月）	58
21	福祉施設から公共職業安定所及び障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	年間人数	－	319	433
22	障害者就業・生活支援センターの新規登録者数	件数	652	482	700
23	障害者就業・生活支援センター利用者の就職後の定着率（6ケ月）	%	78.0	85.6	88.0
24	障がい者委託訓練事業修了者の就職率	%	58.0	42.0	60.0
25	農福連携コーディネート事業において契約に至った新たな福祉事業所数	累計件数	－	10	60
26	就労継続支援B型の平均工賃月額	円	15,372	16,295	別途、工賃向上計画で定める

●施策分野５　情報アクセシビリティ

No	項目	単位	R1年度末（策定時点）	R4年度末（中間見直し時点）	R8年度末（目標値）
27	点訳・朗読奉仕員養成研修修了者数	累計人数	1,434	1,465	1,525
28	要約筆記者養成研修修了者数	累計人数	72	88	128
29	盲ろう者通訳・介助員養成研修修了者数	累計人数	88	106	137
30	手話通訳者養成研修修了者数	累計人数	1,211	1,258	1,355

●施策分野６　安心・安全

No	項目	単位	R1年度末（策定時点）	R4年度末（中間見直し時点）	R8年度末（目標値）
31	要配慮者利用施設に係る避難確保計画の策定率	%	2.5 （R2.2月）	96	100
32	ハートフルパス制度の協力施設数	施設	2,200	2,200	2,300
33	消費者安全確保地域協議会設置市町村の県内人口カバー率	%	7.0	61.9	50.0以上

●施策分野７　生活環境

No	項目	単位	R1年度末（策定時点）	R4年度末（中間見直し時点）	R8年度末（目標値）
34	事前協議対象建物のうち計画段階で事前協議が行われた建築物の割合	%	88.4	87.5	100
35	事前協議対象建物のうち事前協議済み通知書が交付された建築物の累計数	件数	3,415	4,088	5,000
36	県営住宅におけるUD対応住宅の割合	%	27.4	38.4	40.0
37	県が管理する道路のうち、歩道整備計画（※1）における歩道のバリアフリー整備（※2）延長割合	%	71.4	76.7	90.0
38	乗合バスのうちノンステップバスの割合（※3）	%	57.4	77.2	80.0

（※1）歩道整備計画
　整備計画地区（17地区、総延長73㎞、熊本市を除く）に平成24年度から取り組んでいる通学路緊急合同点検及び今回新たに通学路交通安全プログラムによる要対策箇所（計132箇所、総延長64㎞）を追加した合計137㎞を整備する計画
（※2）歩道のバリアフリー整備
　歩道の幅員の確保、段差解消、視覚障がい者用誘導ブロックの設置を行う整備を言い、整備基準は以下のとおり
　・歩道：有効幅員2m以上　　・自転車歩行者道：有効幅員3m以上
　・段差解消：歩道縁端部と車道との段差は2cm　　・視覚障がい者用誘導ブロック：視覚障がい者の移動の円滑化のため必要と認められる箇所に設置
（※3）乗合バスのうちノンステップバスの割合
　低床のため走行する路線の地形上の理由（道路の勾配等）等により国の移動円滑化基準に適合不要の車両を除いた車両数に占めるノンステップバスの割合

●施策分野８　差別の解消及び権利擁護の推進

No	項目	単位	R1年度末（策定時点）	R4年度末（中間見直し時点）	R8年度末（目標値）
39	障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の認知度	%	42.4	49.4	55.0

資料編

1　策定経過

2　策定体制

3　第５期熊本県障がい者計画の達成状況

4　意見聴取結果

1　策定経過

計画の策定に当たっては、障がい当事者やその家族、事業所、医療従事者等を対象にしたアンケート調査や障がい者団体との意見交換会を実施し、障がい者施策の方向性やニーズなどについて幅広く意見を聴取しました。

また、障害者施策推進審議会において、計画の総論を検討していただくとともに、計画の各論について障がい当事者の視点で専門的かつ具体的な検討を行っていただきました。

令和２年１月 31 日	令和元年度熊本県障害者施策推進審議会開催 ・第５期熊本県障がい者計画の進捗状況について ・第６期熊本県障がい者計画の策定について （スケジュール、アンケート）
令和２年６月 22 日	障がい当事者・家族団体との意見交換会（書面開催） ・第６期熊本県障がい者計画に盛り込むべき施策や障がい者施策について
令和２年７月１日 ～31 日	障がい者施策に関するアンケート調査の実施 ・障がいがある方、障がいがある方の家族、障がい者団体、事業所、事業従事者、障がい者を雇用する民間事業者、その他全ての県民等を対象としたアンケート調査
令和２年８月 19 日	熊本県障害者施策推進審議会への意見照会 ・第６期熊本県障がい者計画の基本方針について
令和２年 11 月 17 日	令和２年度第１回熊本県障害者施策推進審議会開催 ・第６期熊本県障がい者計画（案）の審議
令和３年 12 月 17 日 ～１月 15 日	パブリックコメント実施
令和３年２月８日	令和２年度第２回熊本県障害者施策推進審議会開催（書面開催） ・第６期熊本県障がい者計画（案）の最終審議

＜中間見直しの経過＞

令和５年７月 31 日　　障がい当事者・家族団体との意見交換会

～８月３日　　・障がい者等の地域生活を支援するための体制について

・障がい者等の情報アクセシビリティ、コミュニケーション支援について

・県が実施している障がい者施策について

令和５年９月５日　　令和５年度第１回熊本県障害者施策推進審議会開催

・第６期熊本県障がい者計画の進捗状況及び中間見直し方針について

令和５年 11 月 28 日　　令和５年度第２回熊本県障害者施策推進審議会開催

・第６期熊本県障がい者計画中間見直しの素案について

令和５年 12 月 22 日　　パブリックコメント実施

～令和６年１月 20 日

令和６年２月６日　　令和５年度第３回熊本県障害者施策推進審議会開催

・第６期熊本県障がい者計画中間見直しの素案について

令和６年２月 13 日　　令和５年度熊本県障がい者自立支援協議会

・第６期熊本県障がい者計画中間見直しの素案について

2　策定体制

熊本県障害者施策推進審議会委員名簿

※50音順

氏名	所属等	備考
相澤　明憲	熊本県精神保健福祉協会　理事	
石井　誠志	熊本県町村会（嘉島町町民課）　課長	
今吉　光弘	熊本学園大学社会福祉学部　非常勤講師	会長
魚住　佳代子	熊本県障害児・者親の会連合会　副会長	
牛田　卓也	熊本県教育委員会事務局県立学校教育局　局長	
江﨑　公一	熊本県精神障害者団体連合会　副会長	
甲斐　憲彦	熊本県手をつなぐ育成会　常務理事	
金和　史岐子	熊本県身体障害児者施設協議会　副会長	
倉田　賀世	熊本大学法学部　教授	
坂口　正浩	熊本県自閉スペクトラム症協会　会長	
紫藤　千子	熊本難病・疾病団体協議会　幹事	
杉原　慶	熊本労働局職業安定部　部長	
竹田　勉	熊本県身体障害者福祉団体連合会 常務理事	
玉垣　希望子	熊本県知的障がい者施設協会	
友枝　篤宣	熊本市健康福祉局障がい者支援部 障がい保健福祉課　課長	
中村　敬子	九州ルーテル学院大学人文学部　元教授	
村上　泰幸	熊本県精神障害者福祉会連合会　理事	
柳田　誠喜	熊本県社会福祉協議会　常務理事	
山口　裕	熊本県議会厚生常任委員会　委員長	
山本　友晴	熊本県中小企業家同友会 障がい者雇用支援委員会委員	

＜中間見直し＞

熊本県障害者施策推進審議会委員名簿

※50音順

氏名	所属	備考
相澤　明憲	公益社団法人熊本県精神科協会 会長	
今吉　光弘	熊本学園大学社会福祉学部 非常勤講師	会長
植木　洋之	熊本労働局職業安定部 部長	
甲斐　憲彦	社会福祉法人熊本県手をつなぐ育成会 常務理事	
楠本　千秋	熊本県議会厚生常任委員会 委員長	
酒井　清美	熊本県障害児・者親の会連合会 副会長	
重岡　忠希	熊本県教育委員会事務局 県立学校教育局 局長	
篠原　憲一	熊本県中小企業家同友会 ダイバーシティ委員会 副委員長	
陶山　えつ子	熊本難病・疾病団体協議会 代表	
竹田　勉	社会福祉法人熊本県身体障害者福祉団体連合会 会長	
中村　敬子	九州ルーテル学院大学人文学部 元教授	
西森　利樹	熊本県立大学総合管理学部 准教授	
林　伸俊	熊本市健康福祉局障がい者支援部 障がい福祉課 課長	
本田　充郎	社会福祉法人熊本県社会福祉協議会 常務理事	
松本　和美	熊本県町村会 （嘉島町福祉課 課長）	
三浦　貴子	熊本県身体障害児者施設協議会 会長	
村上　泰幸	一般社団法人熊本県精神保健福祉会連合会 理事	
村上　祐治	熊本県自閉スペクトラム症協会 副会長	
山口　さゆり	熊本県知的障がい者施設協会 副会長	
吉本　尚子	熊本県精神障害者団体連合会 正会員	

3　第５期熊本県障がい者計画の達成状況

第５期計画策定から５年経過し、計画期間が残り１年となった令和元年度末現在における数値目標の達成状況は次のとおり。

全 39 項目中

- 達成率 100%以上　：13 項目
- 達成率 80%以上 100%未満　：17 項目
- 達成率 50%以上 80%未満　：9 項目
- 達成率 50%未満　：0 項目

●施策分野１　地域生活支援

No	項目	単位	R1年度末（現状値）	R2年度末（目標値）	達成率［%］
1	福祉施設入所者の地域生活への移行者数	累計人数	185	237	78.1
2	福祉施設入所者数の減少数	累計人数	112	60	186.7
3	入院中の精神障がい者の入院3ヶ月時点の退院率	%	54.8	69.0	79.4
4	入院中の精神障がい者の入院1年時点の退院率	%	88.2	90.0	98.0
5	65歳以上の、入院中の精神障がい者の入院1年以上の長期在院者数	人数	3,458	3,113	90.0
6	65歳未満の、入院中の精神障がい者の入院1年以上の長期在院者数	人数	1,355	1,273	93.9
7	就労移行支援事業の利用者数	年間人数	382	485	78.8
8	就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が3割以上の事業所の割合	%	46.8	50.0	93.6
9	発達障がい者支援センターが行う支援者養成連続講座修了者数	累計人数	615	490	125.5
10	ペアレントメンター登録者数	累計人数	69	50	138.0
11	医療型短期入所事業所又は医療的ケアに対応できる日中一時支援事業所等が整備された圏域数	圏域	8（38か所）	10（35か所）	80.0
12	強度行動障がい支援者養成研修修了者数	年間人数	571	220	259.5

●施策分野２　保健・医療

No	項目	単位	R1年度末（現状値）	R2年度末（目標値）	達成率［%］
13	障がい児（者）のむし歯予防や口腔清掃等の知識・技術を習得した職員を有する入所施設の割合	%	37.8	50.0	75.6
14	かかりつけ医等の心の健康対応向上研修会受講者数	累計人数	476	626	76.0
15	自殺死亡率（人口10万人対）	人/年	15.5	17.1	110.3
16	発達障がいに対応できる医療体制が整備された圏域数	圏域	10	10	100.0

●施策分野３　教育、文化芸術活動・スポーツ

No	項目	単位	R1年度末（現状値）	R2年度末（目標値）	達成率［%］
17	高等学校における個別の教育支援計画作成率	%	72.9	80.0	91.1
18	教員の特別支援教育に関する研修受講率	%	82.9	100.0	82.9
19	県が主催する障がい者スポーツ大会への参加人数	年間人数	1,787	2,200	81.2

●施策分野４　雇用・就業、経済的自立の支援

No	項目	単位	R1年度末（現状値）	R2年度末（目標値）	達成率［%］
20	ハローワークにおける障がい者の就職件数	件数	2,094	2,650	79.0
21	障害者就業・生活支援センター利用者の一般事業所への就職件数	件数	310	286	108.4
22	一般就労に移行した福祉施設利用者数	年間人数	279	345	80.9
23	障害者就業・生活支援センター利用者の就職後の定着率（6ヶ月）	%	78.0	86.0	90.7
24	障がい者委託訓練事業修了者の就職率	%	58.5	70.0	83.6
25	就労継続支援B型の平均工賃月額	円	15,372	15,100	101.8

●施策分野５　情報アクセシビリティ

No	項目	単位	R1年度末（現状値）	R2年度末（目標値）	達成率［%］
26	点訳・朗読奉仕員養成研修修了者数	累計人数	1,434	1,522	94.2
27	手話奉仕員養成研修修了者数	累計人数	1,047	1,188	88.1
28	要約筆記者養成研修修了者数	累計人数	72	116	62.1
29	盲ろう者通訳・介助員養成研修修了者数	累計人数	88	108	81.5

●施策分野６　安心・安全

No	項目	単位	R1年度末（現状値）	R2年度末（目標値）	達成率［%］
30	避難行動要支援者の避難支援に係る個別計画策定市町村数	市町村	45	45	100.0
31	移動支援事業（市町村地域生活支援事業）利用者数	年間人数	4,111	6,516	63.1
32	ハートフルパス制度の協力施設数	施設	2,200	2,200	100.0
33	地域の縁がわがある地域の割合	%	100.0	100.0	100.0

●施策分野７　生活環境

No	項目	単位	R1年度末（現状値）	R2年度末（目標値）	達成率［%］
34	事前協議対象建物のうち計画段階で事前協議が行われた建築物の割合	%	88.4	100.0	88.4
35	事前協議対象建物のうち事前協議済み通知書が交付された建築物の累計数	件数	3,415	3,300	103.5
36	県営住宅におけるUD対応住宅の割合	%	27.4	40.0	68.5
37	県が管理する道路のうち、歩道整備計画（※1）における歩道のバリアフリー整備（※2）延長割合	%	82.1	90.0	91.2
38	乗合バスのうちノンステップバスの割合	%	57.4	40.0	143.5

（※1）歩道整備計画
　熊本市の政令指定都市移行に伴い新たな整備計画として策定されたもので、整備計画地区（26地区、総延長122km）から熊本市を除外（9地区、総延長49km）し、平成24年度から取り組んでいる通学路緊急合同点検による危険箇所（75箇所、計38km）を追加した合計111km
（※2）歩道のバリアフリー整備
　歩道の幅員の確保、段差解消、視覚障がい者用誘導ブロックの設置を行う整備を言い、整備基準は以下のとおり
- 歩道：有効幅員2m以上
- 自転車歩行者道：有効幅員3．0m以上
- 段差解消：歩道縁端部と車道との段差は2cm
- 視覚障がい者用誘導ブロック：視覚障がい者の移動の円滑化のため必要と認められる箇所に設置

●施策分野８　差別の解消及び権利擁護の推進

No	項目	単位	R1年度末（現状値）	R2年度末（目標値）	達成率［%］
39	障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の認知度	%	42.4	50.0	84.8

4　意見聴取結果

（１）アンケート調査結果

障がい者施策の方向性やニーズ等を把握するため、これまでの日常生活や社会生活等に関する実態調査から、具体的施策につながるよう、ご意見を自由に記載していただく分野別の記述式アンケートとして実施しました。

【調査概要】

今回の調査では、対象者を障がい当事者だけでなく、ご家族・障がい者団体・障害福祉サービス従事者等にまで広げるとともに、調査方法も郵送に加えてインターネットを介した調査を実施しました。

○実施期間：令和２年（2020 年）７月１日～31 日
○送 付 先：障がい者等団体（55 団体）、事業所（約 900 事業所）、市町村
○対 象 者：障がいがある方、障がいがある方の家族、障がい者団体、事業従事者、事業所、障がい者を雇用する民間事業者、その他全ての県民
○有効回答数：802 件

（回答者内訳）　（単位：人）

法人	障がい当事者・家族団体	164
	障がい福祉サービス等事業者	155
	障がいのある人を雇用する民間事業者・団体	11
	その他	8
個人	障がいのある人	324
	障がいのある人の家族	109
	障害福祉サービス等事業従事者	123
	障がいのある人を雇用する民間事業者・団体の方	4
	医療関係者（医師、看護師等）	8
	教育関係者（教員等）	7
	その他	11

※法人・個人の重複回答により、有効回答数とは一致しない。

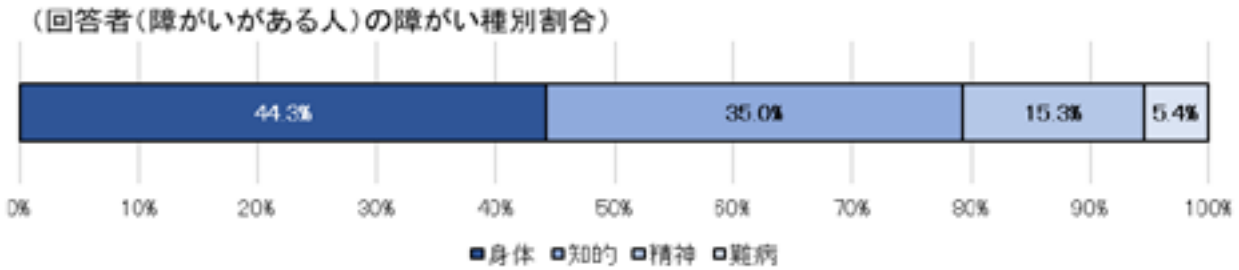

【調査結果】

問1　地域生活のための支援

障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、グループホーム等の住まいの確保や、在宅サービスによる支援などは、5年前と比較して良くなったと思いますか。

回答	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	わからない	無回答	合計
回答数	114	288	111	99	182	8	802

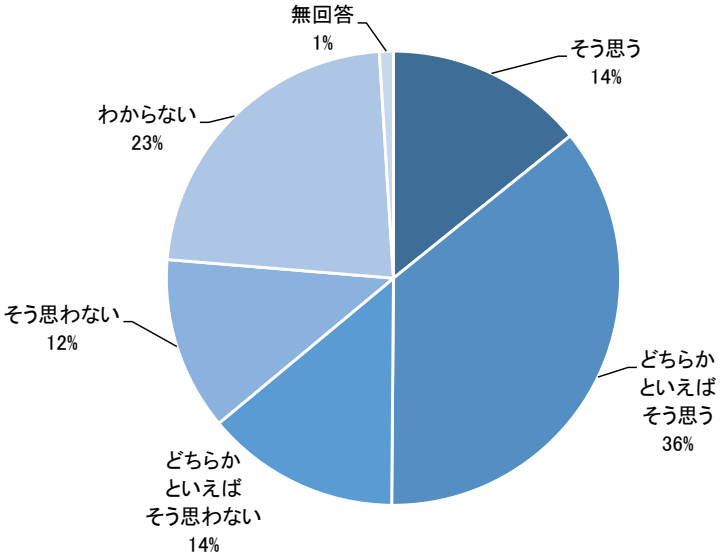

問2　保健や医療に関する支援

身近な地域で療育を受けられる環境づくりや、医療的ケアが必要な方への支援、精神障がいのある人への保健・医療に関する支援などは、5年前と比較して良くなったと思いますか。

回答	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	わからない	無回答	合計
回答数	93	301	120	93	187	8	802

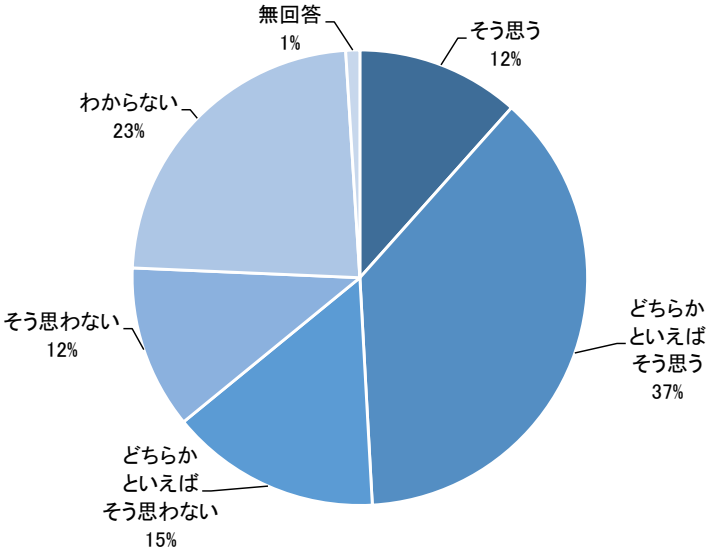

問3　教育・文化・スポーツ活動に関する支援

一人一人のニーズに応じた教育支援や、文化芸術・スポーツを通じた交流活動の支援などは、5年前と比較して良くなったと思いますか。

回答	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	わからない	無回答	合計
回答数	87	251	142	89	221	12	802

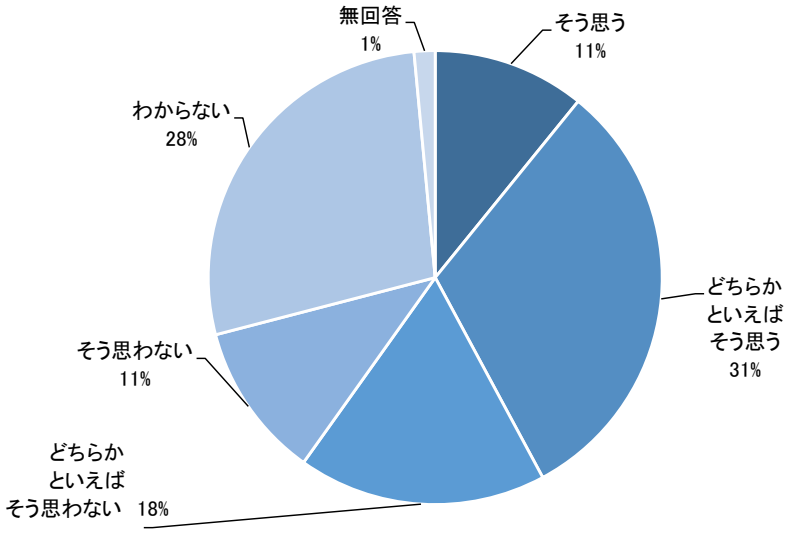

問4　雇用・就業、経済的自立に向けた支援

障がいのある人が働きやすい環境づくりや、働く場を増やしたりする支援などは、5年前と比較して良くなったと思いますか。

回答	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	わからない	無回答	合計
回答数	101	266	152	101	166	16	802

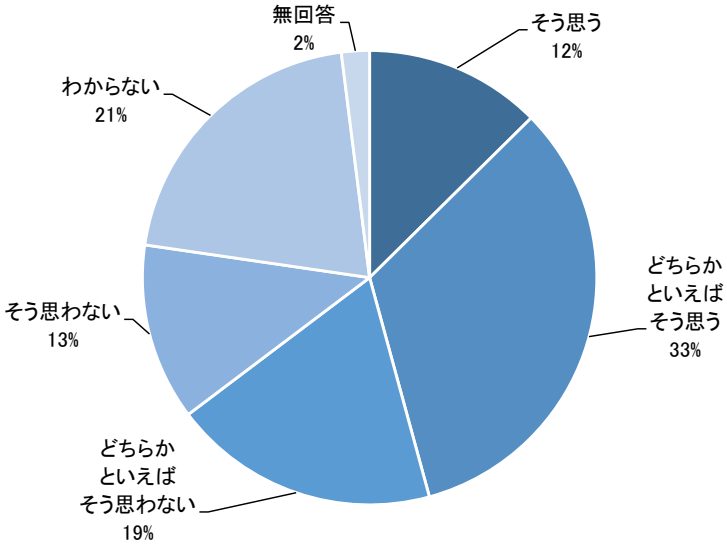

問5　わかりやすい情報提供の推進

障がいのある人が必要な時に必要な情報が得られるよう、障がい特性に配慮したわかりやすい情報提供の推進などは、5年前と比較して良くなったと思いますか。

回答	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	わからない	無回答	合計
回答数	111	301	122	79	172	17	802

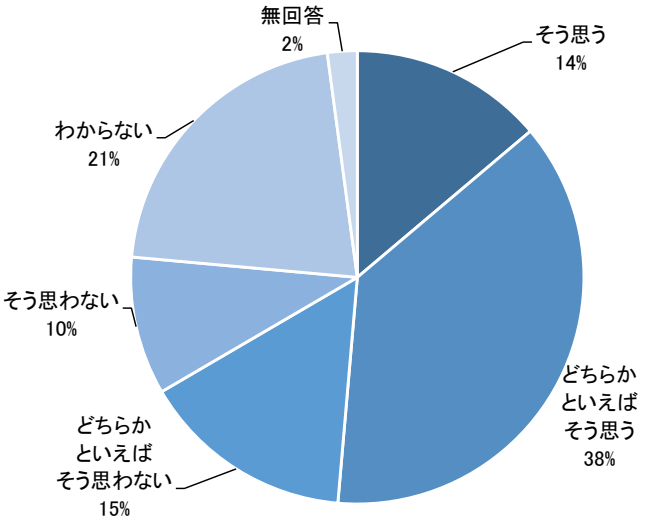

問6　災害時や外出時等の安全・安心のための支援

障がいのある人が災害時に安全に避難するための支援や、日常生活での外出・移動のための支援などは、5年前と比較して良くなったと思いますか。

回答	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	わからない	無回答	合計
回答数	124	283	140	117	121	17	802

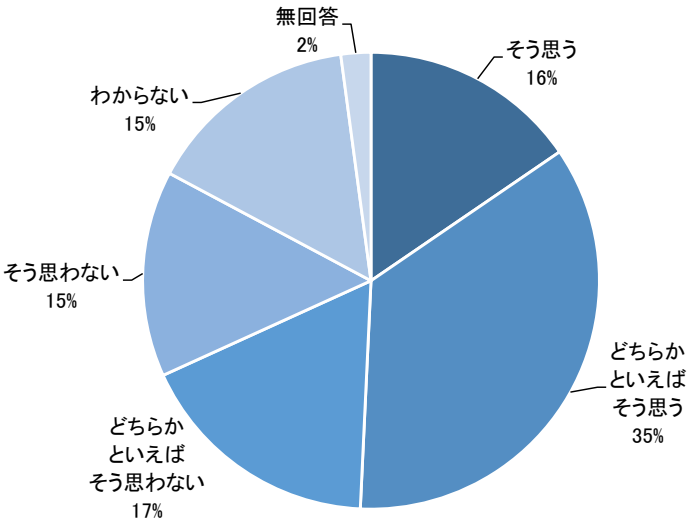

問7　生活環境のユニバーサルデザイン化

障がいのある人をはじめ、誰もが安心で快適に暮らせるまちづくりのための支援などは、5年前と比較して良くなったと思いますか。

回答	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	わからない	無回答	合計
回答数	107	284	160	82	157	12	802

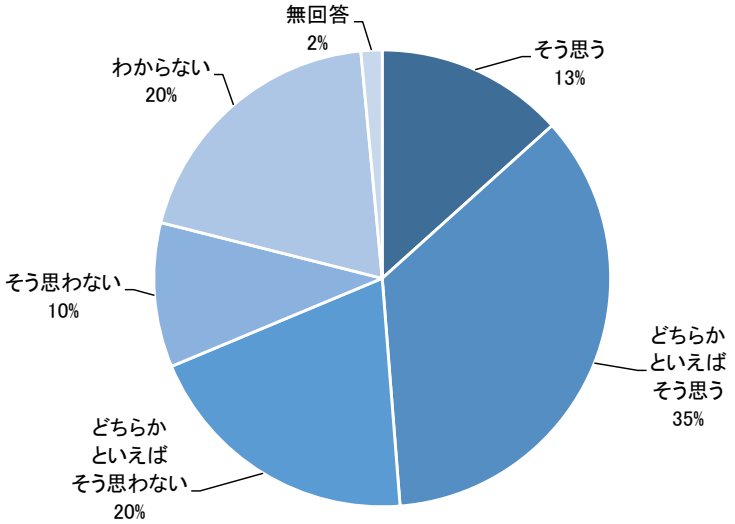

問8　差別をなくす取組や、障がいのある人の権利擁護

障がいのある人への差別をなくす取組や、県民の障がいに対する理解の深まりなどは、5年前と比較して良くなったと思いますか。

回答	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	わからない	無回答	合計
回答数	90	267	159	114	155	17	802

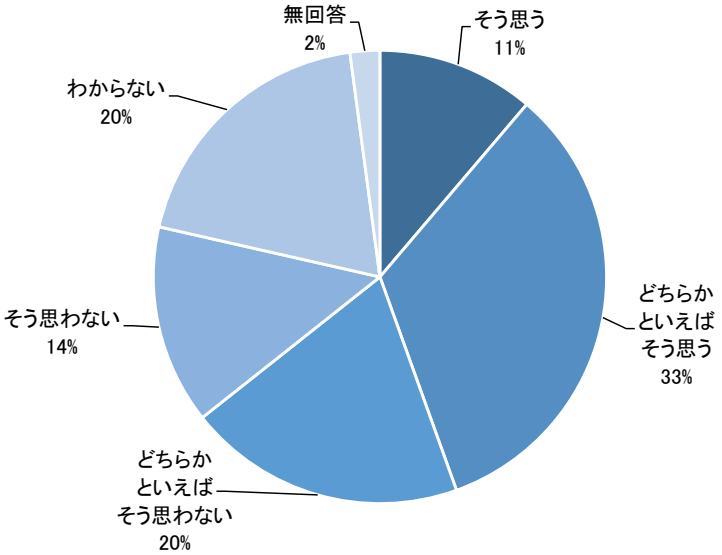

項目		主な内容
1	地域生活支援	○重度の障がいのある人が地域で暮らすには入所施設の選択肢しかない。地域で暮らせるような施策が必要。 ○グループホームへの入居を希望しても空きがない。まだまだ数が足りないので増設してほしい。 ○「親亡きあと」のことが一番心配です。 ○障がいのある方への理解力や知識のある方が少ない。障害福祉サービスに従事している人の数が少ない。 ○障がいのある人の地域生活を支える人材が少ない。相談支援員など障害福祉を支える人材の育成・確保をしてほしい。
2	保健・医療	○医療的ケアを必要としている児童が増えている。検診の機会を確保し、早期療育に繋がるようにしてほしい。 ○自殺をする人が後を絶たない。今まで以上に自殺予防の啓発や推進に力を入れてほしい。
3	教育、文化芸術活動・スポーツ	○医療的ケア児の就学、特に普通学校に行く子どもの増加はインクルーシブ教育の観点からすばらしい。出来る限り普通学校で学べる環境を作ってほしい。 ○障がい者が文化芸術やスポーツを通じて社会参加する施策は重要。障がい者が参画できるスポーツや文化芸術活動を充実させてほしい。 ○新型コロナウイルス感染症で休校となった子ども達にオンライン支援を行ったところ反響があった。特性を持つ子ども達にも有効だと実感した。
4	雇用・就業、経済的自立の支援	○職場での障がい者に対する理解が足りない。企業の理解がもっと進むべきだと思う。知的障がい、発達障がいの特性を理解した職場作りをしてほしい。 ○工賃が低い。工賃水準の向上に関しては、優先調達の積極的な活用など公的立場からの支援をお願いしたい。 ○新型コロナウイルス感染症の影響で多くのイベントが中止となり、売り上げが激減した。

5	情報アクセシビリティ	○手話・字幕・点字等だけでなく、聞いて見て分かりやすい情報提供をお願いしたい。今後は、テレビでの手話通訳、字幕などをもっと広げてほしい。 ○コミュニケーションを支援する「奉仕員」の人材育成はとても重要。手話通訳できる人材が足りない。
6	安全・安心	○災害時の避難所における障がいのある人への対応、設備が不足している。避難所は障がい特性から利用しにくいことが多々ある。障がい特性に応じた避難所の確保をお願いしたい。 ○災害時にサービスを利用していない障がい者への安否確認等の連絡体制が必要だと感じている。
7	生活環境	○身障トイレが小さい。 ○公共施設、道路、商業施設の段差をできる限りなくしてほしい。歩行や車椅子で行けない場所が多い。 ○熊本市の中心部については少しずつユニバーサルデザインで整備されている部分もあるが各自治体でのバラつきがある。
8	差別の解消及び権利擁護の推進	○差別は本当になくならない。共生社会の実現に向けた意識啓発が一番大切で難しい課題ではないでしょうか。 ○耳の聞こえない人、手話を使う人に珍しいものを見たような顔をする人が多い。障がい者への理解を小さいうちから教育に取り入れてほしい。 ○権利擁護の観点から成年後見制度の必要性は感じている。利用を促進するためにも、分かりやすい制度の説明をしてほしい。

（２）障がい当事者及び家族団体との意見交換結果【書面】

障がい当事者・家族団体（対象団体：計 31 団体）から、障がい者施策について、ご意見をお聴きしました。

項目		主な内容
1	地域生活支援	○障がい者とその保護者の高齢化に対応するため、グループホームの確保をしてほしい。 ○介護職員が不足しているため、利用者がサービスを利用できない状況がある。引き続き介護職員不足の状況を打開するための取組を実施してほしい。
2	保健・医療	○どこの自治体でも同じサービスを受けられるようにしてほしい。
3	教育、文化芸術活動・スポーツ	○共生社会の実現のため、最初から特別支援学校ではなく、子どもの時から障がいのある子どももない子どもも地域の学校で学ぶことができるよう、普通学校も選択肢にあることを周知してほしい。 ○先生方にてんかんや障がいについて、しっかり勉強してもらいたい。
4	雇用・就業、経済的自立の支援	○障がい者にとっては住職近接が理想と考える。公的機関の主導のもと過疎地の空き家と耕作放棄地を利用するなどの農福連携事業を構築してほしい。
5	情報アクセシビリティ	○情報のやりとりの多様化で、障がい者もパソコン・携帯電話・スマートフォンを大いに活用したいと考えている。

6	安全・安心	○災害の中で一番取り残されるのが弱い立場の人たちである。障がいの程度、年齢、特性など、より細かい施策が求められる。 ○感染を抑えるための施設内隔離などの設備投資、利用者や職員に対する PCR 検査の実施など安心を担保できる施策をしてほしい。 ○施設の職員が感染者又は濃厚接触者となった場合、２週間程度は業務に就かせることができない。その期間、必要なサービスを提供するための人員を確保するため、人材派遣を共同で行うなどの制度ができないか。 ○コロナ感染防止のため、楽しみであった集まって語り合う機会がなくなり、みんなストレスを抱えている。 ○感染症拡大防止のため、通所事業所の利用ができない状況が続く場合、障がいのある人の居場所や心のよりどころ、家族への支援をどのようにするか心配である。
7	生活環境	○新設の駅や整備される駅についてはバリアフリー化を徹底してほしい。 ○様々な施設のバリアフリー化について、当事者団体等の障がい関係団体から意見を聴く機会を設けるようにしてほしい。 ○信号機の点灯状況について、視覚障がい者のスマホに通知するシステムが実用化されているため、こういったシステムについても普及をお願いしたい。
8	差別の解消及び権利擁護の推進	○障がい者理解をさらに推進するため、地域社会及び障がい者が利用する施設や事業所等における障がい者理解と本人の人権を守る施策を充実させてほしい。 ○ホテル等の宿泊施設で、一部の障がい者に対し食事の提供ができないと言われたことがある。障がい者がもっと自由に安心して、旅行等ができるよう、行政で支援をお願いしたい。

（３）重症心身障がい児（者）等にかかる調査結果

重症心身障がい児（者）及び医療的ケア児（者）に対する支援の検討資料とするため、障害福祉サービス等の利用状況やニーズ等に関する調査を実施しました。

【調査概要】

○対象者：（ア）熊本市を除く県内に居住（在宅）する重症心身障がい児（者）

※重度の知的障がい（療育手帳Ａ１・Ａ２）と重度の肢体不自由（身体障害者手帳（肢体不自由に関する）１級・２級）が重複している障がい児(者)

（イ）在宅で訪問看護を利用している 40 歳未満の医療的ケア児（者）

○依頼先：（ア）市町村、（イ）訪問看護ステーション

○調査時点：令和２年８月１日

【調査結果】

① 重症心身障がい児（者）の数

711 人（熊本市を除く）うち、在宅 431 人　（H25：444 人）

② 在宅重症心身障がい児（者）の障害福祉サービス利用状況

障害福祉サービスの種類	全体			（内訳）					
	利用人数	利用者の割合(%)		１８歳未満			１８歳以上		
	n=431人	R2	(H25)	n=175人	R2	(H25)	n=256人	R2	(H25)
短期入所	236	54.8	(19.8)	91	52.0	(18.7)	145	56.6	(20.6)
生活介護	149	34.6	(23.9)	3	1.7	(3.3)	146	57.0	(38.8)
日中一時支援	104	24.1	(27.6)	57	32.6	(37.4)	47	18.4	(20.6)
居宅介護	94	21.8	(14.0)	46	26.3	(11.4)	48	18.8	(15.9)
放課後等デイサービス	88	20.4	-	84	48.0	-	4	1.6	-
児童発達支援	42	9.7	(11.3)	42	24.0	(22.8)	-	-	(2.9)
移動支援	14	3.2	(2.7)	5	2.9	(0.8)	9	3.5	(4.1)
重度訪問介護	10	2.3	(2.0)	0	0.0	(0.8)	10	3.9	(2.9)
共同生活援助	10	2.3	-	0	0.0	-	10	3.9	-
就労継続支援Ｂ型	10	2.3	-	0	0.0	-	10	3.9	-
その他	19	4.4	-	11	6.3	-	8	3.1	-
サービス利用なし	97	22.5	-	24	13.7	-	73	28.5	-

※ｎ：在宅の重症心身障がい児（者）の数

・全体では、利用割合の高い短期入所（54.8%）、生活介護（24.6%）、居宅介護（21.8%）の利用が前回調査（H25）より増加している。

・18 歳未満では、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障がい児の通所支援の利用が 72%にのぼっており、18 歳以上では、生活介護を利用する割合が 57.0%と最も高い。また、18 歳以上で、サービス利用なしが 28.5%と多く、大人の方が利用できるサービスを充実させることが課題である。

③　医療的ケア児（者）の状況

医療的ケアの種類	気管切開	人工呼吸器	たんの吸引	経管栄養
各医療的ケアが必要である人の割合(%)	43.8	29.2	79.2	64.6

・たんの吸引が最も多く 79.2%の方が実施しています。

④ 当事者または家族からの困りごと、意見、要望等

ご家族から直接、または支援者を通じて間接的に、困りごとや意見、各機関への要望等をお聴きしました。

項目	主な内容
家族の負担について	○親の高齢化により介護疲れが顕著。将来が不安。 ○子どもの体が成長し入浴介助が困難。 ○医師に医療的ケア（胃ろうや気管切開）を勧められ、心労と葛藤がある。 ○きょうだい児への対応ができない。 ○医療費、日常生活用品等金銭負担が大きく、将来が不安。
家族のレスパイトについて	○短期入所事業所はレスパイトになりとても助かるが、数カ月前からの予約制のため緊急時や家族イベントの希望日に利用できない。必要時に利用できるようにして欲しい。 ○身近に受入可能な事業所（障害児通所支援等）がない。 ○重症心身障がい児者、医療的ケア児者を持つ親同士が交流できる場が欲しい。
本人、家族の社会参加について	○介護のため親が就労できず、社会からの孤立感を感じる。 ○本人の就園や就学先の選定に困る。 ○地域住民と障がい児の交流の機会を増やし、地域で家族が暮らしやすくして欲しい。
コロナ、災害への対応について	○コロナ感染は命に関わるため心労が強い。また、家族が感染して介護者不在になることも不安。 ○コロナの影響で短期入所やその他事業所の利用を自粛せざるを得ない。入所者への面会も全くできない時期もあり、益々家族の負担が増大した。 ○コロナ自粛の継続を見越して、日中過ごせる場が欲しい。 ○台風等災害時の停電リスクや避難の受入先の確保が不安。 ○医療機器の持ち込みなど重症心身障がい児者を優先する避難所の設置、または避難入院ができる仕組みを作って欲しい。
その他の要望等	○行政が医療的ケア患者を把握し、要請があればすぐに対応できる体制を作って欲しい。 ○相談支援専門員の質を高め、個々のニーズへ速やかに対応できるようにして欲しい。 ○県北に重症心身障がい児者へ対応する医療機関が欲しい。

（４）パブリックコメントの結果

①募集期間
　令和２年（2020 年）12 月 17 日から
　令和３年（2021 年）１月 15 日まで［30 日間］

②意見の件数（意見提出者数）
　９件（４人）

③意見の取扱い
「反 映」：寄せられたご意見の趣旨を踏まえ、計画に反映するもの　　６件
「補 足」：寄せられたご意見に対して、県の考え方を補足説明するもの　３件

④意見の内容
・「反 映」　６件

No	内容	
1	意見	【第１章　５基本理念（４ページ）】 　次期計画の位置付けを明らかにするために、2015 年の国連サミットで採択された世界共通の目標である「ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）」を踏まえて、具体的な施策を推進することを明記して頂きたい。 　また、計画の実行には普段の暮らしに身近な「市町村」単位での取組が不可欠であり、次期計画では、熊本市が策定している「熊本市障がい者生活プラン」との連携を、着実に実行してほしい。 　特に、次期計画に新たに加える「災害対策」や「感染症対策」では、熊本市との緊密な連携が不可欠となるはず。熊本市で実践している、市内の特別支援学校を「福祉子ども避難所」に指定する取組を、県立の支援学校でも実施してほしい。
	県の考え方	これまで本県が進めてきた取り組みはＳＤＧｓに掲げられた 17 のゴールに相通じるものであり、今後もＳＤＧｓを原動力とした地方創生を推進し、持続可能な社会を実現していることが必要であることから、本県が現在作成中の「新しいくまもと創造に向けた基本方針」において、第３章の基本理念の中に、ＳＤＧｓを本県が実施する様々な取り組みの指針として位置づけることを記載しているところです。 　このことから、今回の計画に記載する様々な施策についても、ＳＤＧｓの考えを踏まえて実施することになりますので、このことを明確にするため、以下のように計画の記載を追記しました。

		また、県と熊本市との連携は不可欠であるとの考えから、本計画の策定や施策の検証・評価を行う熊本県障害者施策推進審議会の委員に熊本市の「熊本市障がい者生活プラン」担当課からも参加いただいており、綿密な連携を図りながら施策の推進を図ることとしております。 さらに、現在、熊本市以外の県立特別支援学校 13 校中、立地上の問題等で避難所指定ができない４校を除き、２校が福祉子ども避難所、４校が福祉避難所として市町村との協定を締結し、残る３校についても市町村との協議を継続しているところです。 ＜修正後＞ 第６期計画の目指す姿である「共生社会の実現」に向け、第５期計画の考え方を継承し、ＳＤＧｓの趣旨を踏まえ、次の３つの基本理念に基づいて、障がい者施策を推進します。
2	意見	【第１章　５基本理念（４ページ）】 「自らの選択・決定・参画の実現」の理念の文中に「ライフステージに応じた切れ目のない支援を図っていきます」とあるが、その支援は「自己選択・意思決定・社会参画が可能になる」ためのもの、と位置付けられているように読める。「切れ目のない支援」とは、果たしてそれだけのためにあるものか。当事者や家族が「切れ目のない支援」を求めているのは、自己選択等々の場面「のみ」ではないのではないか。
	県の考え方	現計画（第５期熊本県障がい者計画）の基本理念は、第４期計画から引き継がれたものであり、今回の計画においても、同様の理念を継承することとしているところです。 ただ、「自らの選択・決定・参画の実現」については、現計画の説明文から一部分を削除していたため、ご意見のとおり、自己選択・意思決定・社会参画を「切れ目のない支援」によって行うような文章となっていました。 このことから、以下のとおり、今回の第６期計画を現計画と同様の表現に修正しました。 ＜修正後＞ また、障がいのある人の…（略）関係機関連携のもと、ライフステージに応じた切れ目のない支援を念頭に置いた施策の充実を図っていきます。
3	意見	【第３章　１（４）①サービスを提供する人材の確保（29 ページ）】 サービスを提供する人材について、「専門性が高く、使命感が強い」優秀な人材を育て、増やしていくためには、就労環境の改善に県をあげて早急に取り組むという姿勢を、計画の中に明記してほしい。 また、障がいのある人への仕事に誇りを持ち、やりがいを感じていくことが、「サービスの質の向上」につながるため、優れた支援者を表彰するなど「支援者応援」のための県独自の取組を本計画の中に盛り込んでほしい。

	県の考え方	ご意見を受け、人材の確保やサービスの継続のためには、「就労環境」を更に良いものにしていくことが重要であるとの考えから、以下のとおり本計画に追記します。 なお、優れた支援者の表彰等による県独自の取組につきましては、毎年「熊本県社会福祉功労者及び団体等知事表彰」を実施しているところであり、本年度も障がい分野から 10 名の方（うち４名が施設関係職員）が受賞されています。 ＜修正後＞ （略）調整等を行います。 ○サービス事業者等に対し、職員の資質向上や労働環境・処遇の改善を要件とする「処遇改善加算」の取得奨励等による就労環境改善の促進を図るとともに、労働法規の順守徹底に向けた指導を行います。
4	意見	【第３章 １（５） ③発達障がい児（者）の家族への支援の充実（30 ページ）】 ペアレントメンターに家族が相談できる会合の実施をお願いしたい。母親だけでなく父親の支援も充実してほしい。具体的には、ペアレントメンターなどによる母親を対象にした発達障がい児の相談会はよく開催されているが、父親が参加しやすい相談会を実施していだければと切に願う。
	県の考え方	ご意見のとおり、発達障がい児（者）の家族への支援においては、母親だけでなく父親やその家族も参加しやすいものとすることが重要であると考えています。その考えを明確にするため、以下のとおり計画の内容を変更しました。 〈修正後〉 （略）また、育児に不安がある保護者や仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、ペアレントメンター等）が効果的に支援する研修会やペアレントプログラムなどを実施するとともに、その参加者の拡充を図り家族支援を推進します。
5	意見	【第３章 ３（６）②スポーツを通した社会参加の促進（41 ページ）】 計画中にある障がい者スポーツの県大会やスポーツ教室の開催は重要なことであり、障がい者が直接スポーツと触れ合う機会である。 しかし、障がい者がスポーツを楽しめる環境が都市に集中し、地域でのスポーツ活動が制限されていることも事実である。このため、地域でのスポーツ活動に取り組んでいる総合型地域スポーツクラブ（以下、総型クラブという）との連携が重要だと考える。現在、総型クラブは健常者主体となっており、現存する 70 のクラブにおいて、障がい者や高齢者の加入はほんの僅かである。 共生社会の実現には「いつでも、どこでも、だれとでも、いつまでの」を掲げる総型クラブが最適であり、障がい者も健常者も加入することにより、双方に、相互理解や人格と個性の尊重により強い絆が生まれる。

		地域社会でスポーツを通した共生社会を実現させるため、総型クラブの活用と連携等を計画の中に盛り込んでほしい。 地域でのスポーツ活動はこれから特に重要で、人が明るくなれば地域も明るくなる。総型クラブに障がい者を加入させる具体的な対策を講じてほしい。
	県の考え方	ご意見のとおり、スポーツを通じた障がい者の社会参加の促進には、総合型地域スポーツクラブの活用や地域における交流の促進は必要なものであると考えられるため、第２期熊本県スポーツ推進計画（2019 年～2023 年）で示されている「障がい者スポーツの推進」の本文を本計画に追加しました。 ＜修正後＞ （略）障がい者の社会参加を推進します。 また、スポーツ・レクリエーションによって障がい者に対する地域社会の理解を深め、障がいのある人の自立や社会参加、あるいは健康の維持増進を図り、関係者のネットワークにより地域交流を促進します。 総合型地域スポーツクラブにおいては、障がいの有無に関わらず、共にスポーツに親しむクラブづくりを目指すことで、障がいのある人が身近なスポーツ施設で、日常的にスポーツに親しめるばかりでなく、お互いの理解と交流を深めるよう推進します。 さらに、東京パラリンピックを機に、（略）
6	意見	【第３章 ６（２）③医療・検査体制等の整備（49 ページ）】 障がい児者が入院及び治療が必要となった場合、障がい特性に十分配慮した環境の整備や治療に努めてほしい。医師や看護師だけでなく、搬送時の救急従事者らも障がい特性を十分理解して対応してほしい。場合によっては、家族や施設職員らが同室に入院できるよう、特別な措置を講じて頂くよう、お願いしたい。「感染防止」の名の下に、「いじめ」や「排除」が、障がい児者やその家族に決して向けられることのないよう、県民への啓発に取り組んで頂きたい。
	県の考え方	ご意見のとおり、障がい者の特性に十分に配慮したうえで、症状の程度等を勘案しながら、適切な搬送・治療が受けられることが重要であると考えています。 そのため、感染者やその家族が安心して治療等が受けられるよう医療体制の確保・充実を進めるとともに、受け入れ医療機関の調整を行います。 計画の記載については、以下のとおり修正しました。 また、感染防止に関連したいじめや排除については、絶対にあってはならないことであり、障がい者というよりも感染者やその家族、医療従事者に対する偏見や差別等の事例が散見されることから、本県が現在作成中の「新しいくまもと創造に向けた基本方針」において、偏見や差別の防止等に取り組むことを記載しています。

		現在も専用相談窓口の開設や各種媒体を活用した広報・啓発を行っており、引き続き、感染症に関連した差別や偏見などが広がらないよう取り組んで行きます。 ＜修正後＞ 感染症に感染し医療機関への入院が必要となった障がい児者に対しては、症状の変化を勘案のうえ、それぞれの障がい特性を関係機関と共有し、感染者とその家族が安心して入院治療を受けられるよう医療機関の調整を行い、保護者の付き添い等については、必要に応じて十分配慮されるよう関係機関の連携を図ります。（略）

・「補 足」　３件

No		内容
1	意見	【第４章 施策分野８　No.37 障害のある人もない人も 共に生きる熊本づくり条例の認知度（60 ページ）】 Ｒ８年度末の目標値が 50%というのはハードルが低すぎるのではないか。Ｒ２年度末の目標値が 50%で、Ｒ元年度末が 42.4%となっている。今後６年間をも経たのちの目標値を前回と同じ 50%とするのは、県としての施策推進の意志・意欲が感じられない。
	県の考え方	県としてもより多くの方に本県の「障害のあるひともない人も共に生きる熊本づくり条例」を知っていただきたいとの考えから数値目標に掲げ、その周知に取り組んでいるところです。 他県における同様の条例の認知度は 10%～20%台に留まっており、本県の４割を超える条例認知度は、これまでの関係者のご協力を含む熱心な周知活動の賜物と考えています。 まずは、全県民の２人に１人が条例を認知している状態を目指して、更なる周知に努めるとともに、現在、条例設定時の２倍にまで増加した「名前だけの認知でない認知者」の割合を更に増加させていきたいと考えていますので、引き続きご理解とご協力をお願いします。
2	意見	【第３章 ８（２）障がい者虐待防止（54 ページ）】 「障がい者虐待防止」という文言について、「障がい『児』者虐待防止」と、『児』を付け加えてほしい。 相次ぐ県立特別支援学校での不祥事を受け、有識者らの委員会が昨年 10 月、県教育長に再発防止策を提言した。有識者から出た様々な意見を反映させた具体的な取組を、ぜひ本計画に追記してほしい。

	県の考え方	本計画は、障害者基本法に基づくものであり、同法第２条第１号に規定する「障害者」は 18 歳未満を含むことから、本計画に記載の「障がい者」も、虐待防止にかかわらず、全て 18 歳未満を含みます。ただし、発達障がい児や医療的ケア児、歯科関係等については、あえて 18 歳以上を含むことを示す必要がある場合に、障がい児（者）という表現を使用しています。 なお、障害者虐待防止法も 18 歳未満を含めて対象としているところです。 また、「熊本県立特別支援学校における適切な指導の在り方等検討委員会」で提言された取組を記載することにつきましては、本計画が県全体の計画を全て網羅するものではないため、具体的な内容を記載することは控えさせていただきます。 特別支援学校では、この提言を受けてアクションプランを策定し再発防止に向けた研修等に取り組んでおり、本計画では、分野別施策３の（１）の⑤の「全ての学校における支援体制の充実」において、研修の実施を含む児童生徒への指導・支援の充実を図るとしています。
３	意見	【資料編　４（４）パブリックコメントの結果（79 ページ～）】 今回のパブリックコメント募集にあたり「後日、県の考え方をお示しし、県庁ホームページなどで公表いたします」とあるが、同計画の「資料編　４　意見聴取結果（４）パブリックコメントの結果」欄には、県民から募集したすべてのコメントと、それに対する「県の考え方」を明記するべきと考える。
	県の考え方	本県でのパブリックコメント手続に関しては、「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱」等に基づき実施しているところです。 今回提出されたご意見やそのご意見に対する県の考え方につきましては、県庁ホームページ上に掲載するとともに、各地域振興局、県の出先機関（図書館、美術館等）において閲覧できるようにします。 また、本計画の資料編（４）「パブリックコメントの結果」には、その概要を県の考え方も含めて掲載することとしています。

＜中間見直しに当たってのパブリックコメントの結果＞

①募集期間
令和５年（2023 年）12 月 22 日から
令和６年（2024 年）１月 20 日まで［30 日間］

②意見の件数（意見提出者数）
２件（２人）

③意見の取扱い
「参 考」：今後の取組みの参考とするもの　　２件

④意見の内容

No		内容
1	意見	重度知的障がいを伴う自閉症、強度行動障がいのある子どもに対する支援策の充実をお願いしたい。
	県の考え方	今後、地域において支援ニーズを把握しながら、関係機関等と連携して支援体制の整備を進めていくこととしており、御意見を参考に、新たな報酬制度を踏まえるなど、国の施策と歩調を合わせながら取り組んで参ります。
2	意見	駐車スペースから歩道にはみ出して駐車する行為や歩道が駐車スペースがわりに利用されたりする状況も広く常態化している。このような行為は、違法駐車であるが、歩道や誘導ブロックを阻害しており、バリアフリーの観点からも問題。このことが広く理解されるよう、県民や店舗等の事業者に啓発を進める必要がある。
	県の考え方	違法駐車車両の指導取締りのほか、県民に対する交通ルールの周知や啓発に取り組んでいます。また、障がいに対する理解を深めるための啓発活動を進めて参ります。

くまもと障がい者プラン

第６期熊本県障がい者計画（中間見直し版）

計画決定／令和３年（2021 年）３月
計画中間見直し／令和６年（2024 年）３月
発行／熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局
障がい者支援課
〒862-8570　熊本市中央区水前寺６丁目 18 番１号
TEL　096-333-2236　　FAX　096-383-1739
E-MAIL　shogaishien@pref.kumamoto.lg.jp

発 行 者：熊本県
所　　属：障がい者支援課
発行年度：令和６年度（2024 年度）